

平成30年3月定例会

政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	平成30年3月7日（水）
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 議 日 時	平成30年3月7日（水） 午前 9時00分
閉 会 日 時	平成30年3月7日（水） 午後 5時26分
委 員 長	金子 雄一
副 委 員 長	永沼 博昭
委 員	中野 昭                      竹田 悦子                      坂本 晃 野本 恵司                      矢島 洋文
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審 査 結 果
第 2 2 号	鴻巣市個人情報保護条例及び鴻巣市情報公開条例の一部を改正する条例	原案 可決
第 4 5 号	平成 2 9 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 7 号）のうち本委員会に付託された部分	原案 可決
第 5 0 号	平成 3 0 年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案 可決
議 請 第 1 号	「憲法第九条の改憲に関し、慎重審議を求める意見書」の提出を求める請願	不採択

委員会執行部出席者

(秘書室)

秘書室長 武井 利男

秘書室参事兼秘書課長  
佐々木紀演

地域活性化特命チーム参与  
中島 章男

地域活性化特命チーム課長  
高坂 清

(企画部)

企画部長兼川里支所長  
望月 栄

企画部副部長 榎本 智  
企画部参事兼総合政策課長

齊藤 隆志  
財政課長 小林 宣也

情報システム課長兼社会保障・  
税番号制度導入プロジェクト課長

野口 高志  
危機管理課長 田島 盛明

(総務部)

総務部長 福田 芳智

総務部副部長兼総務課長  
清水 洋

総務部参事兼職員課長  
山崎 勝利

契約検査課長 堀越 延年

自治文化課長 藤崎 秀也

自治文化課副参事 沼上 勝

吹上支所長 吉田 憲司

会計管理者 宮澤 芳之

会計課副参事 高子 英江

監査委員事務局長 田口 義久

書記 小野田直人

書記 中島 達也

(開議 午前9時00分)

(委員長) ただいまより本日の会議を開きます。

議案第50号 平成30年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、歳出の部分について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時59分)



(開議 午前10時20分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(矢島) よろしく申し上げます。それでは、早速ですが77ページ、総務課の弁護士謝礼についてお伺いします。

決算のときもちよっとお伺いしたのですが、何点か伺います。弁護士への相談業務ということで年間何件くらい相談があったのか、お聞かせください。

(総務部副部長兼総務課長) 弁護士の相談件数ということでございますけれども、平成27年から行ってございまして、平成27年が46件、昨年度が33件、平成29年度が30年の2月13日現在ですけれども、40件となっております。

(矢島) この謝礼金の根拠についてお聞かせください。

(総務部副部長兼総務課長) こちらにつきましては、当初やるときにはほかの団体の状況とかを踏まえてやっております。もともとは、平成27年以前につきましては30分当たり5,000円ということでやっておりましたけれども、顧問弁護士というわけではないですけれども、契約するに当たって状況を踏まえて設定いたしました。

(矢島) 顧問弁護士ではないのですよね。

(総務部副部長兼総務課長) はい、そのとおりです。顧問弁護士ではありません。(P.31 「顧問弁護士であります。」に発言訂正)

(矢島) この弁護士との契約については、弁護士事務所との契約でしょ

うか、それとも弁護士個人との契約でしょうか。

（総務部副部長兼総務課長）弁護士個人との契約になっております。

（矢島）この弁護士さんの経歴、例えば行政相談に適任である、それがわかるような実績についてお聞かせください。

（総務部副部長兼総務課長）今現在この弁護士は大澤先生がなっていますけれども、平成22年から平成25年にかけて市の代表監査委員をやっておられました。

以上です。

（矢島）では、次に行きます。

79ページ、どこで伺っていいかちょっとわからなかったのですが、女性管理職の割合についてお聞かせください。人数と割合についてお聞かせください。

（総務部参事兼職員課長）副参事以上の女性管理職ですが、平成29年度が12名で14.5%です。

（矢島）管理職の選考の仕方というのは、どのような方法なのでしょうか。

（総務部参事兼職員課長）業績評価、能力評価による選考となっております。

（矢島）この14.5%という数字をどのように捉えていますでしょうか。

（総務部参事兼職員課長）職員数に占めます女性全体の割合が44%弱ございます。そういった点からしますと、男性と比較し低い割合に現状あるかというふうに受けとめております。

（矢島）今後の女性管理職のあり方について見解を伺います。

（総務部参事兼職員課長）今後につきましては、女性の活躍推進という法律もできておりますので、女性のキャリアデザインが描けるような職場環境として育児休業制度もございますけれども、育児と業務の調和、ワーク・ライフ・バランスですか、そういった環境を整えながら管理職を目指せる女性職員を育ててまいりたいというふうに考えております。

（矢島）管理職を目指せるということで、積極的に登用するという考え

はあるのでしょうか。

（総務部参事兼職員課長）基本的には男女の性差別なく、人材の能力に応じて選考により管理職、昇格等をしていくことになろうかと思えますけれども、女性活躍推進法ですとか雇用均等法によりますと、女性を特に管理職に登用するとかというようなことについても、それは差別に当たらないというような趣旨もあることから、女性の管理職への登用というのも図ってまいりたいというふうには考えております。私の立場では、そういった資料を作成しまして、人事権任命権者のほうに申し上げるといような立場にあらうかというふうには思っておりますが。

以上です。

（矢島）任命権者に振られてしまうと質問のしようがなくなってしまうのですけれども、そのお話ですと鴻巣市の女性職員は能力が低いというふうにもどう見ても受けとめてしまうのですけれども、能力だけの問題ではないような気がします。先ほどもお話がありましたように、職場環境の問題だったりとかいろいろあると思うのですけれども、やっぱり積極的に登用していくのかどうかと、そこが大きな問題なのかな、登用しようとしないと先ほど言ったようにいつまでたってもふえていかないような気がするのですけれども、任命権者にとということですから、それ以上質問のしようがないのですけれども。わかりました。

では、次です。これは、どこで聞いていいかわからないのですけれども、職員が公用車を使って市内、市外いろいろ移動していると思うのですけれども、免許証の確認というのはしているのでしょうか、定期的に。

（総務部参事兼職員課長）免許証の所有の確認につきましては、新採用職員につきましては入庁時に確認をしております。在職しております職員につきましては、今年度に入りまして他自治体で免許を持っていなかったというような事例がございましたので、全庁職員、所属長において免許自体というのですか、それを確認した上で報告をしてもらうという調査を行っております。引き続き年度の頭ごとに継続して行っていければというふうには考えております。

（矢島）調査をしたということなののでしょうか。最中ということなので

しょうか。

(総務部参事兼職員課長) 調査をしました。

(矢島) 結果はどうだったのでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) 結果は、これから取得する職員も中にはおりましたけれども、全ての職員が、公用車を運転している職員については免許を所持しておりました。

(矢島) あと、違反等で失効しているとか、そういう職員はいなかったということによろしいのでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) 違反等の失効につきましても、裏面を見て確認していただくような方法をとって調査を実施しております。

(矢島) 個人情報と調査の関係というのは、どのようにお考えでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) 職員本人の同意のもとに提示を求めて、確認をさせていただいております。

(矢島) それでは、次です。79ページ、中ほど、職員任用配置事業の職員健康診断料のところ、先ほど退職者に対する診断料というふうに伺ったのですが、退職者に対しては雇用側が病院側に対して診断書の請求を、雇用者側の費用で診断書を請求するということなのでしょうか。その根拠についてお聞かせください。

(総務部参事兼職員課長) こちら、退職前の有給の病休休暇中につきましては、職員の負担で診断書を取りまして、病気休暇を取得します。有給の病気休暇というのが90日までございます、基本的に。それを過ぎますと、公務員法上の分限退職処分ということになります。この退職処分につきましては、市側の負担で診断書を医師のほうから徴取しまして、処分をするということになります。その費用については市の負担ということで、こちらちょっと出所は定かでないですが、要綱等で決められていたように記憶しています。

(矢島) 市が負担するということについての規定は何かで、要綱にあったらしいということ。

(総務部参事兼職員課長) 記憶しています。

(矢島) 何の要綱。何かの要綱ではなくて、どういう要綱なのでしょう。

(総務部参事兼職員課長) ちょっと確認させてください。済みません。

(P.31 「鴻巣市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例に記載  
しています。」に発言訂正)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前10時32分)



(開議 午前10時32分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(矢島) 同じくその下の傷害保険料ですが、これは何を想定している傷害保険料なのかお聞かせください。

(総務部参事兼職員課長) 休職期間中につきましては、公務災害の適用がございませんで、その休職職員が職場に復帰するための復職支援という要綱がございます。おおむね復職前の1カ月程度計画的にスケジュールを立てまして、職務に復帰する支援を行うのですけれども、その出勤に対する損害保険料ということで保険に加入をしております。

(矢島) ありがとうございます。

次に、一番下のほうなのですけれども、臨時職員賃金がありましたけれども、この中に新たに交通費も支給する云々ということがあったのですけれども、そのことについてどの程度の交通費なのかお聞かせください。

(総務部参事兼職員課長) 交通費につきましては、今までは臨時職員のほうが支給なかったのですけれども、平成30年度の予算中には正規職員に準じた形での支給を予定しておりまして、公共交通機関を使った場合は定期代相当、それと用具使用につきましては距離に応じて支給をしております。用具利用の場合の距離に応じた費用ですが、2キロから5キロが2,000円、5キロから10キロが4,200円とおおむね5キロ刻みで支給額というのが正規職員も決められておりまして、その支給額に準じた形で今臨時職員の取り扱い要領というのをこちらの予算とあわせて改定の準備をしております。

(矢島) 大変素晴らしいことだと思います。1点最後に聞きますけれど

も、この臨時職員賃金の中に交通費を入れてしまうというのはよろしいのでしょうか。臨時職員賃金と交通費というのは別枠で計上する必要はないのでしょうか。

（総務部参事兼職員課長）現行保育所の保育士の方については、通勤費というのが出ておりまして、こちらは予算計上上やはり賃金というところで計上しております。今回の一般事務につきましても同様に、こちらの臨時職員の賃金という科目に予算は計上させていただいております。今後平成32年の4月1日から会計年度任用職員等の職ができるに当たりましては、現段階での国等の通知あるいはマニュアル等にいきますと、会計年度任用職員のフルタイム等について職員と同じ通勤手当、パート職については費用弁償ということで、費用弁償に区分されていくのかなというふうには捉えておりますけれども、現行については近隣市の状況も確認した上で賃金の中に通勤費ということで計上しております。ただ、本人の支給については距離に応じた手当額というのが非課税枠内の額でありますので、それは課税所得とは分けて区分して整理をしております。以上です。

（矢島）了解しました。

広報広聴費、庶務事業の役務費、掲示板撤去手数料、この中身についてお聞かせください。

（秘書室参事兼秘書課長）こちらの手数料ですけれども、市で設置しております掲示板、これが老朽化に伴いまして撤去が必要なものを処分する、その費用を計上しております。

（矢島）市内何カ所ぐらいあるのでしょうか。

（秘書室参事兼秘書課長）実は合併時点で3地域がそれぞれ違う設置方法になっておりまして、鴻巣地域では市で設営しているもの、それと吹上地域については自治会の管理という形、それと川里地域については基本的に掲示板がないという状況、3地域が別々でございました。今鴻巣地域は、市で管理しているものとしては鴻巣地域で現在82カ所設置という数を把握しております。

（矢島）掲示板の撤去、これ手数料で計上した根拠についてお聞かせく

ださい。

（秘書室参事兼秘書課長）予算化した、要は外部に発注というかしたのが、予算書のほうでちょっと過去を確認しまして、平成24年度ぐらいから予算化しております。それ以前は、現業の職員とかで自前で撤去できていたというところなのですけれども、それがなかなか難しくなったということで、24年ぐらいから予算を計上しております、その当時かなり撤去が必要なような、本当に老朽化のぼろぼろになってしまっているものなので、撤去の工事というよりはその廃材の処分、それに係る経費ということで、その当時手数料という形で計上したというふうに考えております。

（矢島）財政課長に伺います。今の説明で大丈夫でしょうか。

（財政課長）物の支出の区分としていろいろな考え方があるかと思えます。工事請負費かどうかというようなお尋ねなのかなというふうに解釈しています。基礎的な部分の工事、撤去まで含めたものであれば工事請負費という整理なのかなと思えますが、今の秘書課長の答弁の中ではかなり簡易的なもので老朽化している中で、処分に要する手数料、手間賃的な部分だという理解、解釈ということですので、手数料でも特に問題ないものと理解しております。

（矢島）了解しました。

次に、87ページ、一番上段の会計課の管理会計費庶務事業、負担金のところです。県南ブロック都市出納事務協議会負担金1,000円、これの事業の内容と本市に与える効果についてお聞かせください。

（会計課副参事）先ほどの質問の内容ですけれども、こちらの県南ブロック都市出納事務協議会負担金ですが、こちらの内容につきましては県を4つのブロックに分かれております。鴻巣市は県南というところに所属しております、全部で11市で成り立っております。年に研修会を含めて、研修会等2回ありまして、そちらのほうでは主に事務の見直しについて等を話し合ったり、あとは今債券運用についてはどのようなことを行われているのか等、今の各市が問題としているものを話し合う場になっております。

以上です。

(矢島) わかりました。

その下段の埼玉県都市云々何とか負担金、これについても同じようにどんな事業内容なのかお聞かせください。

(会計課副参事) こちらにつきましては、埼玉県全市町村(P.32「市40市」)に発言訂正)が加入しております、こちらについても年に数回研修会等が開かれております。やはり県南ブロックと似通った内容ではありますけれども、たくさんの市町村が集まることによって事務の見直し等がかなり図られている場となっております。

以上です。

(矢島) 基金等の一括運用のメリットとデメリットについてお聞かせください。

(会計課副参事) 基金の一括運用は、鴻巣市につきましては平成26年から運用を始めております、埼玉県内でも先駆けた形で運用しております。基金は、各市それぞれ小さな基金から大きな基金までさまざまな基金を持っておりまして、細分化されておりますとどうしても運用ができないことから、一括運用することによって多くの資金をまとめた金額で運用することによって利益が生まれるということでメリットがあると思います。

以上です。

(矢島) デメリットは何かありますでしょうか。

(会計課副参事) 今現在数年運用しておりますが、デメリットを感じたことはございません。

以上です。

(矢島) 先ほどの説明にもありました、いろいろ協議会にも参加されているということで、債券運用等の情報交換もされているということですが、その情報交換をされている中で、あっ、これちょっと気になるなというような運用の方法がありましたらお聞かせください。

(会計課副参事) これが気になるなというところでは、やはり経済状況が毎年日々変わっておりますので、そういったものの情報交換、市町村

だけではなく、研修会を通して証券会社等の専門的な分野の方たちのお話を聞くことによって世界状況であったり、今の金利状況というのがとても参考になると思っております。

（矢島）ありがとうございました。

次に、89ページ、中ほど、委託料の電話交換等業務委託料についてお聞きいたします。私も用事があって何度か市に電話をしたりすることがあるのですが、何度か電話が通じないことがありました。例えばこれを週別だったりとかでそういう統計をとっているのか。つながらなかった件数等の統計はとっているのかお聞かせください。

（財政課長）統計についてはとっておりません。

（矢島）役所の電話というのは、非常に大事だと思うのです。もしかしたら市に対して助けてくれというような電話もある可能性もあります。役所の電話は、限りなくつながるようになっていたほうがいいのかと私は思います。もしその電話で極端なことを言えば救える命が救える可能性もあるわけです。つながらなかった統計なり、そういうものというのはとっておく必要があるのかな。それで、もし回線が不足するとか、そういうことがあればふやすべきだし、さほどたまたま私の運が悪かったから何度かつながらなかつただけだったらこれはやむを得ないですけども、バックデータをしっかりとっておいたほうがいいのかと思います。その辺の見解を伺います。

（財政課長）電話につきましては、基本的に記憶の中ですと二十数本程度回線（P.32 「32回線」に発言訂正）が用意されておまして、仮にそこがあふれた場合に音声案内で今非常につながりにくいというような音声案内、ガイダンスが出るかと思うのですけれども、過去に今までの統計の中では電話がつながらないといった苦情も、今のところ特に私どものほうには届いてはいない状況です。あと、技術的に統計がとれるかどうかというのもちょっと調べてみないとわからない部分もありますので、そこについては預からせていただければなというふうに考えております。

（矢島）それでは、私から苦情を申し上げます。つながらないことがあ

るので、つながるようにお願いいたします。

次です。その下、安全運転管理者協会事業の鴻巣地区安全運転管理者協会負担金についてですが、105ページの吹上支所の庶務事業の中にも同じ負担金が計上されていますが、この理由についてお聞かせください。

（財政課長）市内の事業者の中である一定台数以上の車両を有する事業所につきましても、こちらの協会のほうに加入するという義務になっております。その関係で、本庁舎につきましても私ども財政課が所管をしております。また、吹上支所あるいは川里支所についてもそれぞれ車両を有していますので、その協会の負担金ということで支払いのほうが発生しております。

以上になります。

（矢島）川里支所にもありますか。川里支所は、車の台数が少ないから対象外ということなのでしょうか。

（財政課長）記憶の中では、ある一定台数ということになりますので、川里支所は恐らく台数が5台未満かと思っておりますので、負担金のほうが発生していないのかなというふうに思います。

（矢島）その下、契約検査課についてお尋ねいたします。

検査の流れについて、どういった方がどういう体制で検査をしているのかお聞かせください。

（契約検査課長）基本的には契約検査課長が検査員という形になります。また、検査員のほうでその下の職員に指名できるような形になってございます。実際に3人おりますので、3人の体制で行っております。

（矢島）検査長というのは、そういう立場の人はいらっしゃるのでしょうか。

（契約検査課長）検査員という形で契約検査課長がなるという形になっております。

（矢島）契約課長の専門的知識、検査員として検査ができるような経歴についてお聞かせください。

（契約検査課長）私自身は、実際に現場の経験はそんなにございません。研修等を行かせていただきながら勉強させていただいて、検査をやって

おります。

（矢島）それで十分検査ができる。百戦錬磨の人たちを相手に検査ができる、自信を持って言えますでしょうか。

（契約検査課長）実際自信を持って検査ができるかと言われますとちょっと難しい部分もございます。私一人ではできない部分につきましては、一緒に行きます、検査に同行していただけます職員にも助けをもらいながらやっております。

以上です。

（矢島）あくまでも内部検査なのですけれども、でも外部検査を取り入れようとかと、そういうような発想というのはあるのでしょうか。

（契約検査課長）現在のところ、外部の検査を取り入れるという考えはございません。

（矢島）どうしても内部の検査になると、内々の話ですのでチェックが非常に緩やかになってしまうとか、そういうことが世間では言われている中で、今後外部検査を取り入れるということを少しずつでも検討されたらどうかなと思います。見解を伺います。

（契約検査課長）外部の検査につきましては、近隣市町村等に伺っても余り取り入れているというのは聞いたことはありませんので、今後県等に確認させていただきたいと思います。

以上です。

（矢島）ぜひ県内で最初になってください。よろしく申し上げます。次です。その下の電子入札共同システム参加負担金ですが、これの内容、埼玉県内で何市町村が加入しているのか。入札の件数等についてお聞かせください。

（契約検査課長）埼玉県では、63市町村、あと組合等が参加してございます。こちらのほうの資金のほうの内訳なのですけれども、大きく分けて2つございます。開発運営費、それから業者登録にかかわる費用がございまして。業者登録のほうは、2年に1度全体的な見直しがありますので、2年に1度登録のほうの手数料が高くなる形になっています。例えば平成27年、28年を見ますと、まず平成28年、開発運営費が151万6,042円、

業者登録が39万8,000円かかっています。合計いたしますと191万4,042円。27年になりますと、開発運営費が104万4,523円、業者登録が6万2,000円という形になってございます。業者登録の手数料が2年に1度ずつ変動するような形になります。また、平成28年度につきましては、開発運営費がちょっと高くなっているのですけれども、システムの改修が入りまして少し高くなっています。

以上です。

(矢島) 契約検査課の最後ですけれども、電子入札共同システム参加負担金、これに参加することのメリットについて最後にお聞かせください。

(契約検査課長) 実際に入札する際に業者さん同士が顔を合わせませんので、談合される確率は低くなると思います。また、職員のほうの手間のほうも随分変わってくると思います。

以上です。

(矢島) どのくらいこの電子入札にかけたのかという件数についてお聞きしたいと思うのですが。済みません。

(契約検査課長) 平成29年度1月24日までの数字となります。建設工事にかかわるものが112件、業務にかかわるものが87件、合計で199件になります。

(矢島) ありがとうございます。

次です。93ページ、定住促進事業の委託料のところなのですけれども、この事業そのものを伺うのではなくて、ここに県央ライフいつでも体験事業委託料とあるのですが、県央の定義についてお聞かせください。

(企画部参事兼総合政策課長) もともと市町村合併をする前に、20年ぐらい前でしょうか、地方分権という言葉がはやったところに、まず県のほうは県内を10の地区に分けまして、まちづくり協議会というのを構成した時期がありました。その名残といいますか、その部分でこの地域は県央まちづくり協議会と言っていたような気がするのですけれども、そのあたりで、まち協と俗に呼んでいるのですけれども、その名残といいますか、それで上尾から鴻巣までの、合併する前は川里、吹上も入っていましたが、そこの構成団体で今県央という形で事務を進めさせていただ

いております。

(矢島) 県央というに通じるのですか、今現状で。何が言いたいのかというと、鴻巣は県央であってほしいのです。県北ではなくて、県央であってほしい。そのためには、県央という言葉というのをもっと大事にする必要があるのではないか。例えば埼玉新聞を見ても、鴻巣は県北に位置づけられたりとかすることが、イメージの問題だと思うのです。これから定住促進を促していく中で、やっぱりイメージ戦略というのは大切だと思うので、鴻巣は県央なのだという、とした位置づけというのは、例えば埼玉県内なら埼玉県内でもいいのですけれども、そういう位置づけというのはできないのかどうなのか。別に特許があるわけではないのでしょけれども、イメージ戦略として鴻巣は県央だという位置づけについてどういう見解を持っているかお聞かせください。

(企画部参事兼総合政策課長) 埼玉県の方でも地域政策課がやっているのですけれども、ブロックごとに地域振興センターというのを配置しております、私どもの県央の協議会は県の県央地域振興センターというところが中心となって行っております。ですから、県としても位置づけとしては鴻巣が県央に属しているというふうに感じておりますし、シティプロモーションなり定住促進を進めていく中では、県央ということを経外の方、東京都だとか、そういう方たちに県央地域に住んでくださいということで、その中に鴻巣市というのが入っていますので、そういうようなアナウンスといいますか、そういうような発信をしていきたいというふうに思っております。

(矢島) 埼玉新聞に働きかけはされますでしょうか。

(企画部参事兼総合政策課長) 記者と会いまして一言伝えておきます。

(矢島) よろしくお願ひします。

ずっと下へ行きまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略運営事業、これの外部有識者会議の中身についてお聞かせください。

(企画部参事兼総合政策課長) まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しまして、その後毎年その進捗状況を図る中で懇話会という会議を開いております。その中に外部有識者ということで、昨年度までは14名の方

ですが、例えば例を言いますと鴻巣市商工会、青年会議所、あと地方創生の関係で連携協定をしました金融機関とか、そういう方の支店長などを含めました方々を集めまして、地方創生の進捗状況、まち・ひと・しごとの進捗状況等を報告させていただいております。

（矢島）報告の場ということによろしいのでしょうか。

（企画部参事兼総合政策課長）とりあえず今どの程度まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられました施策とかの事業の目標がありますので、それが今どのくらいにいるのか、例えば大きな目標としましては人口の推移だとか、そういうところを報告しまして、例えば成果が上がっていないものについてはご意見いただくとかいうような状況の場になっております。

（矢島）よかったです。意見聞いてください。

次です。95ページ、中ほど、中央公民館エリアの再編研究事業なのですがけれども、議案の質疑の中でも出てまいりましたけれども、私はちょっと違った切り口から聞きたいので、重複はしていませんので、よろしくお願ひします。前橋工科大学ということなのですが、これとの接点、なぜ前橋工科大学なのかというところをまずそもそも論としてお聞かせください。

（企画部参事兼総合政策課長）まずは鴻巣市公共施設等総合管理計画を昨年の3月に策定をいたしました。このときに委託した会社がジャパンシステムという会社でございます。ジャパンシステムの会社の中ですが、前橋工科大学の堤准教授がその会社の顧問としていらっしゃいました。この策定で本市にかかわったわけですが、その後本市の中で前橋工科大学の堤准教授が国の補助金をいただいて持続可能な公共施設のあり方を検討するというところで、全国で9つの自治体を研究したいと、9つありきではなくて、関係したところの自治体を研究したいということでお話がありまして、本市での課題であるような、最初から中央公民館エリアがありきではなくて、幾つかのエリアを模索した中でやはり公共施設が集約されている地域であるということから、そこを提案、お互いに共同で研究しましょうというところで前橋工科大学の堤准教授と継続

して協定を結びまして、再編構想を考えましょうということになりました。

(矢島) 接点はわかりました。前橋工科大学の今までの実績、当然そういうことも加味して共同研究というかすると思えますけれども、まさかそれだけの接点でお願いしますというわけではないと思えますので、前橋工科大学と共同研究というか、一緒に実施すると判断した経緯についてお聞かせください。

(企画部参事兼総合政策課長) 公共施設の総合管理計画を策定した中では、12評価という評価を用いているというのは今までも申し上げているところですが、その12評価を実際開発したといたしますか、公共施設に精通しているところが堤准教授が行っていたと。あと、先ほど言いました9つの全国の市町村についても、私どものように例えば課題を持っているとか再編したいというような研究を全国展開しているという実績から、本市も共同でお願いしたいというところで考えたところです。

(矢島) 9つというのは、これから実施ですよ。9つの自治体をやった結果ではなくて。例えばどんな実績を上げた准教授なのかというような調査だったりとかはしたのか、しないのか伺います。

(企画部参事兼総合政策課長) 先ほど申し上げました12評価を取り入れた中で、その実績で判断したところです。

(矢島) このノウハウを鴻巣市にというような、議案の質疑のときにそんなお話だったと思うのですけれども、あくまでも前橋工科大学というのは、例えば学問の観点、研究の観点からのまちづくりというか、そういうことをやっていくのかな、住民に対するコンセンサスを得るためにはどうしたらいいのかとか、そういうことを学問とか研究の立場でやっていくのではないかなというような気がしますが、もしかするとある意味危険な部分もあるのではないかと。その辺のリスクはどう考えていますか。

(企画部参事兼総合政策課長) ちょっと誤解があるかと思うのですけれども、前橋工科大学と協定をしているわけではなくて、研究チームですので、その研究チームはほかの大学の先生もいらっしゃいますし、全て

が……民間の方もいらっしゃいます。それが危険ではないかというお話ではありますけれども、あくまでも研究結果を中央公民館の将来改築等を考えたときに、これをそのまま持っていくのではなくて、手法だとか、出てきた案とか、住民の声とか、そういう手法などについて参考にさせていただくというものでございますので、必ずこれがそのまま将来の中央公民館になるというものではありません。

(矢島) とはいうものの、やっぱり研修の結果として、成果品としてそれなりの、例えばあの地域の将来的なまちづくり構想的なものは出てくると思うのですけれども、それを隠すわけにいかない。表に出たときに本当にそれをやってしまっているの、要はあくまでも研究材料ですよと言いきれるかどうかというところが心配をしている、それをリスクというふうに言ったのですけれども、この堤准教授の研究チームに依頼をして、そういう研究をして、こんな手順を踏んでやっていくのですよ。そうすると、手順だけではないですよ。例えばこういうふうなまちづくりというか、こんなことができますよねというような絵ができたときに、あくまでもこれは研究ですからと言いきれるかどうか。公共施設等総合整備計画と同じように打ち消し表示をして、あくまでもこれは研究ですからといって納得させられることができるのかどうか。心配のし過ぎかもしれませんが、見解を伺います。

(企画部参事兼総合政策課長) 委員がおっしゃるとおり、そういう部分も多少あるかと思えますけれども、あくまでも研究である、一つの研究チームの成果として31年度に予定しているわけですけれども、だからといって例えばこれがすぐに実現するものではない、堤研究室についてはすぐにこれを実現してほしいと多分思っていると思います。ただ、本市としましては、やはり将来にわたります財政的な話だとか公共施設管理計画の中でどう位置づけていくかとかということで、すぐにはできるものではありませんので、そういうリスクはありながらもきちんと市民には説明しながら、将来の改築に向けてはまた新たに考えていきたいと。もちろんこれは基礎にはなるとは思います。

(矢島) 研究の成果がひとり歩きしないように、もちろんいいことだっ

たらどんどん進めていいのですけれども、研究の成果がひとり歩きしないようにしっかりとブレーキを踏みながら進めていっていただきたいと思います。

次です。105ページ、財政課長にちょっとお尋ねしたいのですけれども、財政担当のほうで全ての予算書、事業の項目を全て把握して、金額から全て把握することは困難だというのは重々わかるのですけれども、何点か、それは担当に聞けと言われてしまえばそれまでなのですけれども、例えば105ページの吹上支所のテレビ聴視料1万5,000円とあるのですけれども、例えばこれがほかの施設だと2万円のところがあったりとか、2万2,000円のところがあったりとか、そういうのは当然しっかりとチェックをして1万5,000円、2万円、2万2,000円の差というのはこういう理由でそうになっているというのは把握はされているということによろしいでしょうか。

（財政課長）予算編成におきましては、基本的に各課の要求について査定をさせていただいております。また、経常経費と言われている部分、その部分につきましては、例えば対前年に対して同額を前提とする、あるいはマイナスシーリングということで、例えば10%をシーリングでカットするとかというような予算の査定もしております。中身につきましても、例えばテレビが、今のテレビ聴視料でいきますとその施設にテレビが何台あるから、積算の結果幾らだという確認は基本的にはしております。

（矢島）では、1万5,000円、2万円、2万2,000円というのはそれなりの理由があるということによろしいのでしょうか。確認です。

（財政課長）冒頭委員さんもおっしゃっていましたが、全てが100%チェックできているかということ、100%でない部分もあるかとは思っています。

（矢島）例えばピアノ調律手数料でしたっけ、これも福祉サイドは1万円なのです。でも、教育委員会関係だと9,000円なのです。それは、ちゃんとした理由があつてのことなのかな。例えばアップライトとグランドピアノの違い、そういうのはわかりますけれども、同じアップライトの

ピアノでなぜ1万円の調律料と9,000円の調律料があるのかなど、その辺のことは当然財政当局としては把握をしていますかということを知りたいのですけれども。

(財政課長) 今お尋ねのピアノの調律の手数料、これにつきましては確かに昔から施設によって価格差があるというのは認識はしております。今言ったように、例えば9,000円だったり、8,000円だったりというところはあるのですけれども、やはり今までの……例えば学校の施設では一律大体9,000円でやったりとか、保育所の関係でいくと、例えば一律8,000円でやっているというような実態があるのは把握しておりますが、予算のヒアリングにおいても価格調整をして、例えば9,000円のを8,000円にできないかとか、そういう交渉を各課のほうにお願いをしています。ただ、結果としてそういうふうには価格差が出ているのもありますし、使用頻度あるいは物の程度、そういったものによっても恐らく価格差が出てくるのではないかというふうには推測はしております。

(矢島) いいのでしょうか。例えば1万円と9,000円があって、9,000円でしっかりとした調律ができるのであれば、9,000円でやるべきなのではないのでしょうか。なぜ1万円払う理由があるのかお聞かせください。

(財政課長) 予算の積算におきましては、今も申し上げましたけれども、ピアノの種類あるいは老朽度によっても恐らくピアノの調律にかかる時間、手間あるいは工賃、そういったものが変わってくると思われれます。ですので、その個別個別の積算、見積もりによって必要な経費を財政側としては予算措置をしているという考えでおります。

(矢島) では、私が調べて、例えば全く同じようなピアノだったと、9,000円と1万円があった、もしそうなったらどういう説明をされるのでしょうか。仮定の話だから答弁できませんと言われてしまえばそこまでのことですけれども、どうもその辺が納得できない。例えば福祉のほうは一律1万円、教育の関係は一律9,000円、余りにもきれいなすみ分けができています。それがでこぼこしているのだったらまだしも、福祉と教育のほうではっきりと分かれています。何かそれはいかがなものかなということとは、それが一つであるから、ほかにもそういうことの影響が懸念され

るので聞いているので、1,000円がどうのこうのという話をしているわけではないので、どうなのでしょう。見解を伺います。

（財政課長）当然ながら安い経費で同じことができるのであれば、当然安いほうを選んでいただくというのが大原則だと思っています。また、実際の委託といたしますか、調律をお願いするに当たっては、例えば保育は保育のグループでまとめてお願いをしているとか、そういった経緯もまた別に事実として存在しておりますので、ただ予算の原則として当然ながら安いもので同じ効果を生むということで努力はしていただきたい、あるいはこちらとしてもそういう監視をしていきたいというふうには思っております。

（矢島）財政課としてその辺の指導のほうはしていただけるのでしょうか。

（財政課長）やはり予算編成においても最少の経費で最大の効果ということで常に指導はしているつもりでおりますので、今後もそのような形で実施してまいりたいと考えております。

（矢島）よろしくお願ひします。ありがとうございます。

その下、105ページの下なのですけれども、吹上支所の維持管理事業、またこれも今の話にちょっと似ているのですけれども、エレベーターの保守委託料、これ26万4,000円計上されているのですが、次のページの川里支所のエレベーター8,000円なのです。エレベーターの保守委託料。当然エレベーターの規模、それから機能によって保守の内容も変わってくるから、委託料も変わってくることは想定できるのですが、この26万円と8,000円の差というのは余りにも大きいので、この違いについても説明できるようだったら説明をいただきたいのですけれども。

（吹上支所長）それでは、吹上支所のエレベーターとしてご説明のほうをさせていただければと思います。

吹上支所のエレベーターにつきましては、常に常時体制となっております。いざという場合にはリモート点検ということで異常通報に基づいて適切な措置を行っているということで見積もりを徴しまして、このような金額となっております。

以上でございます。

（企画部長兼川里支所長）実際に吹上と川里がこんなに違う理由というのは何だかわかりません。ですので、どういう経緯でなっているかは後日調べさせていただきます。先ほど財政課長が申し上げたように、吹上が過大なのか、川里が少な過ぎるのか、安全性はどうなのかと、ここら辺で判断させていただいて、契約更新に当たっては同じ効果を得られるのであればそのほうに統一をしていくと、そんな考え方でやらせていただければと思います。

以上です。

（矢島）よろしく申し上げます。

次、109ページ、職場安全衛生事業のB型肝炎の予防接種委託料、これについて説明をいただきたいのですが、どのような人が対象となって、対象者はどのくらいいるのか。下の破傷風についても同じように対象者と対象者数についてお聞かせください。

（総務部参事兼職員課長）こちらにつきましては、労働安全衛生規則の45条で特定業務従事者の健康診断が定められておりまして、有害放射線ですとか異常気圧とか、そういったところの該当はないのですけれども、B型肝炎と破傷風の予防接種については労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するといった観点から、産業医の方の意見を得て実施をしております。B型肝炎の接種対象につきましては、健康づくり課ですとか環境課、福祉課、長寿いきがい課等の職員で、血液や廃棄物等の接触の感染のおそれがあると懸念される部署の方に抗体の検査と接種をしております。28年度の実績で申し上げますと、抗体の検査をしましたのが66名で、結果予防接種までした方が34名おります。これはB型肝炎です。破傷風につきましては、土壌内にある菌による感染が懸念される部署ということで、観光戦略課、道路課の職員を対象として、その中からそういった従事する職員ということで、28年度の実績ですと20名の方が予防接種をしております。

以上です。

(矢島)対象者は全員予防接種をしたということによろしいでしょうか。しなかった対象者というのはいるのでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) B型肝炎の方は、抗体検査をして抗体のない方が、66人が検査をしまして、34名が接種です。破傷風については、抗体検査等がなく、予防接種を受けた方が20名ということです。

(矢島) 確認ですけれども、自分の都合で受けたくないとかと、そういう人はいなかったですか。

(総務部参事兼職員課長) 都合により受けなかったとか、体調によりその日に接種できなかったという方についても後日の機会に受けるようにしていただいているので、受けているものと考えております。

(矢島) 次です。その下です。職員健康診断委託料ですけれども、これ決算のときに私お聞きして、再検査の受診率が非常に低かったというのをご指摘させてもらったと思うのですが、その後どのように低い、確かにあのときの答弁で私は全員受けなければいけないのではないかというような話をさせてもらいました。ところが、実際の受診率は30%云々だったと思うのですけれども、その後どんな対応をとったのか、どのくらい受診率が上がったのかお聞かせください。

(総務部参事兼職員課長) 再受診の対象なのですけれども、矢島委員のほうからそういったご指摘等をいただいた後、庁内の周知機能というか、庁内ネットがあるのですけれども、そちらのほうで全職員に安全衛生だよりを通じて再受診の勧奨をしております。中でも産業医の方からの意見ということで、毎年同じような数値が出ていて、いつも同じだよということで安心することなく、加齢を重ねることによって同じ数値でも危険が増しているのだというような産業医の言葉もいただきましたので、そういったところも記載して周知をさせていただきました。また、再受診の方への勧奨というのも職員課のほうから再度受診をお願いしたいということでの案内も出しております。今現在、年に7月と1月に定期健康診断を実施するのですけれども、1月の結果の再受診というのはまだ集計できておりませんので、7月の受診者で再受診の対象で案内した方については、昨年度については9月の決算のときですか、の委員のご質

間に約3割ということで答えさせていただきましたけれども、実際29.何%という数字でした。現在7月に実施した定期健康診断の再受診のほうで31%ちょっとというのが現在のところの数値となっております。

(矢島) せっかく健康診断をして異常が見つかって再検査をしなさいということがわかって受けないというのは非常に挑戦的だと思うのです。だったら、最初から健康診断なんか受ける必要なんかないということになってしまう。でも、法律等で事業主がそういう健康診断をしなければいけないわけですから、まして公務員ですから市民にかわって職員の方というのは仕事をされているという意識が足りないのではないかな。その方が病気になることによってどれだけ大きい影響力を及ぼすのかなというのをもうちょっと自覚される必要があるのではないかな。せっかくこういういいこととか、決められていることなのでやらなければいけないのですけれども、やっているわけですから、これが30%というのは余りにも低いと思うので、今後もその辺職員に注意喚起、それから意識改革をしていただいて、市民から信託を受けているのだということの自覚を持って健康診断受けるように指導のほうをしていただきたいと思います。

次です。時間が1時間過ぎてしまった。あと2つだけ、済みません。119ページです。防犯灯の管理事業です。工事請負費1,000万円、この事業の内容についてお聞かせください。

(自治文化課長) 防犯灯設置工事につきましては、1つが住民の皆さんあるいは自治会等からのご要望に基づく新設工事、それから水銀灯のLEDへの更新工事の2つとなっております。

(矢島) 新設と更新の事業費は分けられますでしょうか。新設が幾ら、更新が幾らというふうにわかっただらお聞かせください。

(自治文化課長) 予算上でございますが、新設が70件、それから更新につきましては180件程度を見込んでおります。

(矢島) これから例えば新設をしなければならないというふうに認識している防犯灯というのは何件くらいあるのか、把握はしていますでしょうか。

（自治文化課長） 現在新設をしなくてはいけないところというよりも、おおむね市内全域、LEDも3年間で更新をさせていただいた、25、26、27年間で7,000基の更新をさせていただきましたが、それで基本的にはおおむね要綱に基づくものというのはある程度カバーできていると思っております。それ以外に新たに開発をされたところであったり、また住民の方々が不安だと思ふようなところ、こういった部分につきまして要綱に照らし合わせて、要望に基づき新設を行っていくというような状態になっております。

（矢島） 今後の見込み、推移についてお聞かせください。

（自治文化課長） 現在鴻巣市内、防犯灯が1万45基というのが12月末現在の数字でございます。このうち952基がまだ水銀灯でございます。2020年度末に水俣条約の関係で水銀の輸入、それから製造等が一時そこでストップという形になりますので、順次更新を行っていきたいというふうに、年間180基から200基ペースぐらいで更新を行っていきたいというふうに考えております。

（矢島） わかりました。

次に、あと2つと言ったのですが、済みません、3つになってしまいました。その下の平和事業についてお聞きいたします。例えば自治文化課のほうで小中学校に出向いてというか、小中学校で平和の啓発の事業を展開するとかということは考えないのでしょうか。例えば戦争体験を語る会ですとか、そんなものを各学校で催すとか、悲惨な戦争を風化させないためにそんな事業をやってみるとか、自治文化課のほうで学校でやってみるとか、そういうことは考えないのか。実際やっているのか。伺います。

（自治文化課長） まず、実施しているか、していないかということになりますと、現在実施はしておりません。今後それについてどう考えるかということですが、今年度につきましては平和アニメ上映会あるいは親子見学会等につきましては各学校に通知、チラシをお配りいたしまして、それで平和の周知プラス参加者の募集という形を今年度は実施をしております。現段階におきましては、各学校で実施をするという形では検討

は行っていないところがございますが、今後教育委員会等とそういった部分についても話をしていく必要があるかなと認識しております。

（矢島）ぜひ教育委員会との協議をしていただいて、やっていただけたらと思います。

本当に最後です。275ページ、中段の消費者啓発事業、悪質電話防止装置の設置業務委託料、これは29年度から実施したと思うのですがけれども、利用しての使い勝手だったりとか、利用者へアンケートをとったりとかして、使い勝手等について把握しているのかどうなのか。効果的なのかどうなのか、その辺について伺います。

（自治文化課長）今年度から50台をモニターという形で29年度から実施をさせていただいているところで、現在使い勝手等も含めたアンケート調査を実施するところがございます。その集計というのが、申しわけございません、今年度末という形になります。ただ、設置の関係だとか、どのくらい減ったかとか、そういったことをアンケートの中に含めております。参考までに、毎月毎月委託業者のほうからどの程度危険な着信があったかということは、事務局のほうである自治文化課にご連絡をいただいております。これまで1月末までに鴻巣市の設置しているものにつきまして415件の赤点減の着信があったという形、これは1台当たり平均しますと約10回ちょっとということになっておりますので、他の全国のトビラフォンシステム株式会社なのですがけれども、が設置しているものが5回程度という形ですので、この地域については約2倍あるという、大変警戒しなくてはいけない地域というふうに認識しておりますので、来年度についても同様に実施していきたいと考えております。

（矢島）当初50台ということで、30年度は何台になるのでしたっけ。済みません。確認です。

（自治文化課長）同様50台を予定してございます。トータル100台でございます。失礼しました。これまでのモニターにつきましては、1年間が期限になっておりますので、これから先につきましては利用料400円というものがかかってまいりますので、今年度ご利用いただいている方はその後契約をなさるかどうかという形で変わってくる状況でございます。

(矢島) そこで、課長、今回また新たに50台やるということですがけれども、利用勝手だとか利用者からのアンケートをとらないで始める、なぜ利用者の意見を聞かないで、また新たに50台やる決断をしたのか、そのところをお聞かせください。

(自治文化課長) おっしゃる部分というのはごもっともだと認識をしております。ただ、鴻巣という地域、振り込め詐欺につきましては昨年度と比べますと若干減少はしております。28年度の振り込め詐欺につきましては32件、被害ですね、3,992万円という形ですが、29年度につきましては29件、3,603万円という形で依然県内で11番目という状況でございます。また、予兆電話につきましては、逆にこれは警察に通報があった件数ですがけれども、28年度が246件、それに対しまして29年度は304件という形で、依然減少傾向にはありますが、県内でも予兆電話等も含め多い地域であるということが第1点と、それからこの悪質電話防止装置のモニターの啓発というもの、モニター募集というものを回覧、それから広報等で掲載をさせていただいております。仮にこの50台に応募がされない、あるいは当たらなかったというところがございまして、このモニター募集を通じまして、悪質電話防止モニター募集を通じまして、振り込め詐欺に対する意識の啓発というものも十分効果的であるという認識のもと、30年度につきましても実施をしたいと考えております。

(矢島) 説明はわかりました。やっぱり検証してから予算組みするべきだと私は思いますので、もしよろしかったら私の意見も今後参考にしていただけたらと思います。

以上で終わります。

(野本) では、ページ順に質問をしていきたいと思っております。矢島委員が詳細にしてくださったので、できるだけ重ならないようにしていきたいと思っております。

まず、91ページのところから伺います。総合政策課の企画費、庶務事業の中で総合教育会議の運営事業でございますが、私、以前文教福祉常任委員会にいたときにこのことについて伺ったことがあるのですが、これは政策総務だったということでした。この事業のまず目的、役割につい

て伺いたいと思います。

（企画部参事兼総合政策課長）これは、教育の政治的中立性、継続性、安定を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、あとは市長部局との連携強化を図るということで設置している会議でございます。

（野本）この会議の人員構成、それからこれまでの実績について伺いたいと思います。

（企画部参事兼総合政策課長）市長部局におきましては、市長が出席しております。教育委員会につきましては、教育長も含めた教育委員のメンバーで構成されております。実績でございますけれども、本年度につきましては昨年10月16日に1度開催しております。28年度につきましては同じく1回、27年度は2回開催しております。

以上です。

（野本）開催をして、その中で話し合われた主な内容といいますか、概要といいますか、その辺を伺わせていただきたいと思います。

（企画部参事兼総合政策課長）この会議は、ざっくりばらんな……答申を得るとか、そういう会議ではありませんので、お互いに意見を述べ合うような、考え方を述べ合うような会議でございます。今年度につきましては、10月16日に開催しておりますけれども、議題につきましては小中学校の適正規模、適正配置であったり、外国語教育の推進についてというような内容で、いろいろな意見の中では適正規模については検討すべきなのではないかとか、少子化の影響もあるだろうとか、あとは通学路の話だとか、児童生徒の安全性、外国語授業については川里で今実施していますけれども、子どもたちが楽しそうにやっていますよとか、先生については中学校の英語教員のOBが働く場として活用したらいいのではないかというような話が出ておりました。

以上です。

（野本）この会議の会議録とか報告というのはどこかにされるものなのですか。

（企画部参事兼総合政策課長）会議規則によりまして、掲示板に出てい

ると……済みません、推測ですので確認をさせていただきます。会議が終わりましたら、審議会等も同じですけれども、掲示板なり情報コーナーですか、に置いているというふうに認識しているのですが、ここは確認させていただきます。（P.32 「市役所及び各支所、ホームページで公開しております。」に発言訂正）

（野本）それでは次に、同じページの少し下のふるさと納税促進事業のところですが、歳入のところでも幾らか伺いました。ふるさと納税で寄附をした、納税した額がその目的となる基金等に全て入るわけではないということではありますが、この納税の方法というのは何通りかあるのでしょうか。

（企画部参事兼総合政策課長）寄附は今確定申告もしなくて済むように、ワンストップサービスという部分と、あと納付書の希望をいただいて、こちらから納付書をお送りさせていただいて納付書で払う方法等があります。

（野本）きのうの中で出ていたふるさとチョイスというのは、方法という中には入っていないのですか。

（企画部参事兼総合政策課長）失礼しました。市外の寄附者が何で鴻巣市に寄附をしたいと、その返礼品として何があるのかなと見るときに、ほとんどの方がふるさとチョイスを見て、そこからどういう返礼品が欲しいというところで、ほとんどの方がふるさとチョイスを見て、そのサイトの中でワンストップサービスというボタンを押しますとクレジットカードとかそのまま手続きができるようなシステムになっています。

（野本）ということは、先ほど答弁していただいた2つとふるさとチョイスというふうに受ければいいですか。

（企画部参事兼総合政策課長）まず、何で本市のふるさと納税を知るかということであると、今言いましたふるさとチョイスと、あとは市のホームページ、あと私どもが積極的にJRの高崎線とかで中づりとかで広告を出していますけれども、そういう部分で知った方がホームページなり、まずふるさとチョイスから鴻巣市を選んでいただいて、そこから先ほどの枝分かれではないですけれども、ワンストップサービスを選ぶか、

納付書で支払いたいかという、そういうような流れになります。

(野本) そうすると、基本大部分は返礼品が何がいいかなというところ  
でする方も多いのかもしれませんが、純粋に例えば子ども教育ゆめ基金  
に全額を入れたいという場合はどのようになるのでしょうか。

(企画部参事兼総合政策課長) 全額を入れたい、例えば3万円を寄附し  
たいといった場合は、先ほどのサイトの中なりにどこの基金を希望しま  
すかということでチェックするところがあります。特に希望がない方は、  
市長におまかせというのがありますので、いずれかを選んでいただいて  
手続を進めるというような状況になります。返礼品が要らないという場  
合ですか。返礼品が要らないという方は本年度1件ございますが、その  
方が何を選んだかは……

(何事か声あり)

(企画部参事兼総合政策課長) 返礼品を要らないという項目がございま  
す。

(野本) それがあるということを知って安心しました。  
次に伺います。次のページの93ページ、定住促進事業のところについて  
伺いたいと思います。これは、一部新規事業があるということでした。  
3世代住宅の取得等補助金というのと、あと結婚新生活支援補助金。そ  
の結婚新生活支援補助金は、新規事業ということだと思います。予算の  
参考資料の中で、参考資料の9ページにこれが出てくるわけですがけれ  
ども、北新宿第二、広田中央土地区画整理事業地区内に住宅を取得する方、  
または3世代全員が転入された世帯に対しては30万円を補助しますとい  
うのは、北新宿か広田に住もうとする方に対してほかの地区よりも倍と  
か3倍とか出すよという事業なのですか。

(企画部参事兼総合政策課長) 本市としましては、区画整理事業を推進  
しておりますので、そこに引っ越してこられる方につきましては市内ほ  
かの場所とは差別化を図っております、30万円という形になっており  
ます。

(野本) その30万円という額の何か理由はあるのでしょうか。

(企画部参事兼総合政策課長) 平成29年度、本年度も来年度もここは30万

円変わらないのですけれども、ここを30万円という、フラット35という金融機関でお金を借りて家を建てる場合……失礼しました。本年度は50万円ですけれども、市町村において30万円の定住促進の施策がないとフラット35を活用した中での金利を若干安くする制度がありまして、それは30万円以上の施策がないと提携できませんよと、ですのでそういう部分も含めまして30万円以上の事業をもって、誘導しているわけではありませぬけれども、活用してくださいということで30万円を最低限というか、30万円を継続して、継続といいますか、しております。

（野本）もちろん北新宿とか広田の事業を成功させていこうということであるということとはよくわかりますが、やはり市内の人口減少が進んでいる地域というのも非常に深刻にそれぞれの地域が悩んでいるという部分で、空き家対策等もあり、そういうような政策として絡めた地区の対策とか、そういうことというのはどう考えているのでしょうか。

（企画部参事兼総合政策課長）今具体的に例えば空き家を活用した場合に3世代補助金を活用して空き家の場合はということですが、変な言い方になりますけれども、仮に空き家を購入されてももちろんそれは対象になりますし、ただ制度として空き家を積極的に活用してくださいとは今のところ考えておりません。あとは市内転居も今回対象としておりますので、市民の方が転居されても定住につながるという意味合いからして補助金を出すようにしておりますので、広く公平に住みたい方が選んでいただけるような形になるかと思えます。

（野本）市内転居という部分では、これは市内転居というのは新しい事業でしたっけ。ですよね。今後それによってどういうことが起こるのかというのが若干心配な部分、要は交通の便が悪いところから便利なところに移住するとか、そういうことを考えられるとすると、もしかしたら過疎地域はより過疎にということが起こってしまう可能性があるのではないかなというふうにも思うのですが、そういうことに対する見解はどうでしょうか。

（企画部参事兼総合政策課長）広く考えますと、鴻巣は通勤圏内でありますので、例えばさいたま市とか都内に出ていかれる方が大変多くいら

っしゃいます。ですが、市内だけではなくて、例えば想定をされている方、勤務地に近く住みたいと思う方はたくさんいらっしゃると思うのですが、そうではなくて鴻巣市全体として市内に定住していただきたいと、それがもちろん便利なところ、ちょっと不便なところというのはあるかと思えますけれども、鴻巣市で長く住んでいただきたい、定住していただきたいという本市の考え方からすると、やはり一番大事なのは定住を促進したいというところを第一の主眼として考えたいというふうに思っております。

（野本）きめ細かさの話かなと思えますけれども、確かに外から入ってきてほしいというのは大きな枠であって、そこに長く住んでいただきたいというのは次の枠である。ただ、先ほど北新宿、広田などのように、ここに特に住んでほしいということには力がこもっていますよね。そういう意味では、もしかしたら人口減少で悩んでいるところにはちょっと上乘せをしてあげるとかという中のきめ細かさが考えられてもいいのではないか。ここはもっと精査しなければならない部分があると思うので、そういうこともちょっと意見として出させていただきたいなとは思いますが。ですから、これはわかりやすく北新宿、広田というのは今事業として開発をしているところだからというのはあると思うのですが、もう一つ踏み込んでいくと人口対策、市内の中でのこれからをどうするのかということ踏まえて全市的な考え方、方向性とかというのを持っていたらいいのではないかというふうに思うのですが、それについて見解をいただきたいと思えます。

（企画部参事兼総合政策課長）市内だけで限って申し上げますと、やはり3世代で取り組んでいますので、親御さんの近くに住みたいとか、すぐに高齢化が進みますから、何かあったらすぐに駆けつけられるような場所というのはまず家を買うときの一つの要素としてあるのかというふうに思っていますので、その辺は例えばなかなか誘導しづらいのかなというふうに考えております。今野本委員がおっしゃった部分につきましては、今後の参考とさせていただきたいと思えますので、よろしく申し上げます。

(委員長) それでは、暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時56分)



(開議 午後 1時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

訂正の申し出がございましたので、順次訂正のほうの報告をお願いしたいと思います。

(総務部副部長兼総務課長) 午前中矢島委員の法律相談事業の中で、顧問弁護士に係る契約についてお問い合わせがございまして、私のほうで顧問弁護士の契約をしておりませんというふうに発言しましたけれども、契約書を確認しましたところ、法律顧問契約書となっておりまして、毎月1回の定例の相談と緊急があった場合の随時相談、それと電話、電子メール、ファクス等による簡易相談というのがございまして、月額8万1,000円の中で何回でも相談ができるとなっております。訂正させていただきます。よろしく申し上げます。

(総務部参事兼職員課長) 同じく矢島委員のご質問で、職員の任用配置事業の中の職員健康診断料の負担がなぜ市であるかというご質問で、私のほうで要綱等に記載があるというような答弁をしたところ、その要綱の名称をお答えいただきたいということだったのですが、私の記憶違いがありまして、訂正させていただきます。

基準等を確認したところ、市の負担でという記載はございまして、鴻巣市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の中に降任、免職及び休職の手続というものがございまして、その第2条に市が職員を休職する場合においては指定してあらかじめ診断を行わせなければならないというような規定がありまして、市が診断を行わせるという立場で職員に不利益な処分をするということから、事業所がその診断書を徴しているといったところから市の負担で行っているという内容でございまして、おわびして訂正申し上げます。

以上です。

(財政課長) 矢島委員さんのご質問の中で訂正のほうをよろしくお願い

します。内容につきましては、電話交換業務委託料の中で電話の回線が不通になったというお問い合わせがありました。私のほうで二十数回線ということで回線数を申し上げましたが、正確には32回線本庁舎の中にございます。また、データがとれるかというようなお尋ねもありましたので、通信事業者でありますN T Tのほうに今調べるように、可能かどうか投げかけておりますので、訂正しておわび申し上げます。

（企画部参事兼総合政策課長）午前中の野本委員のお問い合わせで、総合教育会議の会議録は公開していますかということだったのですが、市役所及び各支所、ホームページで公開しておりますので、お願いいたします。

（会計課副参事）午前中の矢島委員の質問にございました、埼玉県都市出納事務協議会の構成自治体についてですが、私のほうで市町村と申し上げましたが、市のみ40市で構成されております。おわびして訂正申し上げます。

以上です。

（委員長）今の訂正についてご了承願います。なお、字句その他の整理につきましては委員長に一任願います。

（野本）次に、95ページのシティプロモーション推進事業について伺います。

本年度本市のP R動画を作成するというところで、撮っているところをちょっと見かけたこともございますが、30年度についてはそれをどう進めていくのか。たしか2年間やっていくというようなことだったと記憶しているのですが、伺います。

（企画部参事兼総合政策課長）本年度につきましては、若手職員政策研究事業の中で動画の撮影を行いました。平成30年度につきましては、本年度シティプロモーションのアクションプランの骨子というようなものを作成しましたので、これに基づきまして本市の魅力をいろいろな媒体とか活用しまして展開していきたいと思っております。具体的には今つくりました動画をどのように市外、県外に発信していくかという手法を考えるほか、例えば今はやりのインスタグラムなどを活用して、また本

市の魅力をどのようにPRしていくか。また、あとふるさと納税も一つのPR効果がありますので、ふるさと納税をどのように市外の方に知っていただくかというところで進めてまいりたいというふうに考えております。特にふるさと納税は、先ほど申し上げましたように、本年度は高崎線の車両に各1枚中刷りといえますか、丸まっているところに張っているのですけれども、掲示しまして、高崎線ですと高崎から、一番長いところだと沼津ぐらまで行くと思います。静岡までの車両、各1枚張っておりますので、そのような本市の魅力を高めるようなものをアクションプランのことは骨子をつくりましたので、その中で展開していきたいというふうに思っております。

(野本) せっかくなので、これが有効に利用されることを願っております。ふるさと納税の関係の返礼品の魅力をPRするというようなことなのかどうなのか、ちょっとその辺も伺いたいのですが、1つは他市といえますか、返礼品ってどういうものが人気があるのかということとは把握されているのですか。本市だけでなくということです。

(企画部参事兼総合政策課長) 何十億とかふるさと納税を寄附いただいているような市町村は、やはりお肉が1番人気だと思っております。国産牛ですか、お肉は物すごく人気になっています。あと海産物、海寄りのところだと海産物などが人気になるかと思っております。本市においては、そういうものはなかなかないものですから、そういう部分ではなくて、いろいろ発信していきたいと。PRするというのは、返礼品をPRするのではなくて、本市にはこういうお店がありますよ、一つの広告として使っていただいているのかなというふうに思っています。もちろん人形、花はもちろんですけれども、そのほかのものについてもふるさと納税のサイトを使っていただいて、お店の方には鴻巣市というのはこういうのをやっていますよというものをPRして、それをどんどん高めていきたいというふうに考えています。

(野本) 若手の職員の方々が中心に汗を流していただいているのだと思うので、いろいろと検討していただきたいと思っておりますが、私はもうちょっと角度を変えて、鴻巣市にどんな魅力があるのかということもす

ごく重要なのですが、どういう魅力をつくり出せるのかというふうに捉えていただいて、今後の鴻巣の生かし方、鴻巣の今あるものというより、今あるものを組み合わせることによってどういうものがつくれるのではないかという、そういうことがこれから大切なのではないかなというふうに思うのです。だから、今あるものだけだと本当に限りがあって、どこかで行き詰まってしまうのではないかなというふうに思うのですが、その辺の発想の仕方、柔軟な発想、例えばそういう部分がこれまで何かいいアイデアがあったのかどうか伺いたいと思います。

（企画部参事兼総合政策課長）今現在まだ発展途上なところですので、まずはふるさと納税で申し上げますと今4,000万円ちょっとですけれども、目標としましては1億円を掲げております。ですので、まだまだ市内にはいろんな魅力があるのではないかとこのころで、ことし、平成30年度もまずは今あるものを発掘して、その先に全市内いろんな、市役所の職員を含めまして発掘していきたいなというふうに思っています。その後には定住促進とか、そういうようなところにつながっていくのではないかとこのころで考えております。

（野本） それでは、次の質問をさせていただきます。

101ページ、芸術文化振興推進補助事業について伺います。これは、昨年、数年前から、以前は800万円だったものが1,000万円になって、それで30年度も同じ額が提示されていますが、これは市の芸術文化振興事業が昨年と同じことをやろうという数字なのか、何か今までと違ったことをやろうとしているのか、その辺がこの数字からはわからないので、お答えいただきたいと思います。

（自治文化課副参事） 芸術文化振興事業ですけれども、平成28年度におきましては事業数としましては16事業ございました。29年度現在なのですけれども、事業数的には22あるうちのやはり16事業が一応実施する予定で現在進めているところでございます。新年度につきましても、まだちょっと事業報告のほうが上がってきていないのですけれども、内容的には変わらない予定で進めている現状でございます。

（野本） この事業、補助事業ですので、補助金を出すという部分で市の

ほうから、そうすると何も伝えていないということになるのでしょうか。

(自治文化課長) さきに一般質問でもいただいた部分であるかなというふうに認識しておりますが、今年度、29年度の事業につきましては、やはりこれまでの芸術を鑑賞するだけではなくて、これから市内の芸術家の育成であったり、芸術家を目指す人たちに一助となるような事業が何かできないかということをお伝えしてございます。その中で29年度につきましては体験するような内容であったり、それからこれも今までもやっていたのですけれども、ヴィルトゥオーゾが各学校を回って音楽家のよさ、また音楽の芸術のよさ、こういったものを通じるような形でやっておりますので、今後におきましても施設管理公社等と十分協議を行いながら文化芸術団体、また個人の育成を図っていくということを一つの課題として取り組んでいきたいと認識しております。

以上でございます。

(野本) 育成という部分では、個人の芸術家ということもありますし、文化団体の育成ということもある、そういう意味では教育部局といろいろと連携することもあるのかもしれませんが、もう少しこれについてどうしたらいいのかということ为例えば教育部局とか、あと補助金の渡し先である施設管理公社であるとかと議論をして進めていただけたらいいのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

(自治文化課長) 教育委員会等との話というのはなかなか難しい部分が、難しいというか、現在やっていない部分でございますが、施設管理公社につきましては今年度もそういった形での取り組みが開始されているところですので、今後におきましても十分に意見交換をしながら進めていきたいと考えております。

(野本) その方向でお願いしたいと思います。ただ、教育部局の文化振興とは重なるところはないという考えなのでしょうか。余り一緒にできることがないのかなと、そういう考えなのか。

(自治文化課長) 一緒にできることもあろうと考えております。文化団体連合会というのは、現在教育部局のほうで所管をしております団体でございます。こういったところにつきましても、意見交換等も市長部局

等では行ったことがございません。今後は教育委員会を通じてそういったところの意見等も反映できるような方向性を探っていきたいというふうに考えております。

(野本)では、次の質問をさせていただきますが、109ページになります。項目としては、矢島委員も質問されました職員健康管理事業です。まず、市職員の健康状態というのはどのように把握をされているのか。例えば健康な職員、健康でない職員という、要するに先ほどでいえば再検査になっている人は何かしら……再検査していないからわからないのかもしれないけれども、健康度という何かあらわし方ができないのでしょうか。

(総務部参事兼職員課長)健康度の一つの尺度ですけれども、健康診断等の結果の割合等もあるかと思うのですけれども、長期休暇者の数値というのがありまして、その休暇者の割合ですとか、休暇者の中の精神、メンタル面での病気の人数というのが1つございます。長期休暇者というのが10万人単位の人数というのが出ているのですけれども、その数値あるいはそのうちの精神メンタル面の休暇者について鴻巣市の状況を照らしてみますと、ほぼ同じような平均的な数字に出ております。その数値のほうなのですけれども、これが今ちょっと手元でございますのが平成27年度の地方公務員健康状況の現況という調べがありまして、長期病休率というのが、疾病等で30日以上休んでいる療養者の数というところが、10万人分でございますと10万人分の2,406.9人ということになっております。このうちの精神及び行動の障がいということで、いわゆるメンタル面の病休者というのが10万人分の1,301.3といったところで、これは鴻巣市の700人に置きかえて照らしてみますと700人で長期病休率というのが16.8人、このうちのメンタル面の病気が700人で照らすと9.1人といったところでして、鴻巣市の今の状況でございますけれども、平成29年度の中で見ますと長期でそういった休暇をとられた方というのが16人おります。そのうち診断書等の病名というのですか、そちらでは精神面等と判断されますのが4名といった状況となっております。ということですので、ほぼ平均的な状況といえますか、というふうには捉えております。

以上です。

（野本）例えばこういう割合を出すことによって、これをどう対策していこう、要するに割合を減らしていこうとか、そういう目標を立てているのかどうかということをお伺いしたのです。ただ受診をしましょうとかではなくて、実際健康度がこうだから、こういうふうに改善していきましようという、そういう考え方というのはありますか。

（総務部参事兼職員課長）改善方策ですけれども、鴻巣市だけでなく、ストレスチェックという制度が導入されまして、今年度2年度目ということになります。そのストレスチェックの結果を踏まえまして、個人の方については高ストレスと判定された方については、その中からまた医師の面談を希望される方については面談に進んでケアをお願いします。集団、組織ごと、おおむね課単位になるのですけれども、課単位のストレスチェックの結果ということで、職場環境、上司の支援ですとか同僚の支援、あと仕事の量、仕事のコントロール度といった点からおおむね課単位の状況が国を100とした場合に、それよりよいか悪いかというような指標を所属長のほうに差し上げまして、課の状況をつかんでいただくと。そちらの上司の支援が足りなかったり、同僚の支援が不足していたりとかという傾向を見ながら、課、所属部署の運営をしていただくといった対応をしております。

あと、個人のほうとしては面談の後業務上のストレスといった要素が強いと医師のほうで判断された場合は、本人の同意のもとに職員課、いわゆる人事サイドですか、にその情報の提供がありまして、配置がえが必要なのかとか、そういったところも含めて相談、対応をしていくといった流れとなっております。また、ストレスチェック以外の部分ですと、毎月私ども職員課職員の相談の機会と臨床心理士による心の相談といった機会を月1回設けておりまして、そういったケアに当たっております。以上です。

（野本）実際のところ、29年度がメンタルの方4人ということで、それはストレスチェックの後に医師に相談を受けた方という人数とはまた別な数字ということでしょうか。要するにストレスチェックを受

けて医師と相談された方というのはどのくらいいらっしゃるのですか。

（総務部参事兼職員課長）ストレスチェックの結果、医師と面談を受けた者については、平成29年度で15人です。

以上です。

（野本）職員の方、さまざまな仕事、また対人があるかと思imasuので、その辺は改善していく方向ができるようお願いしたいと思います。

では次に、137ページのところをお願いします。137ページ、選挙管理委員会事務局で市長選挙の項目でありますけれども、期日前投票管理ありますが、これは今までと同じことをやれる体制という理解でよろしいのでしょうか。

（総務部副部長兼総務課長）はい、そのとおりでございます。

（野本）期日前の投票については、このところそれをする人がふえているというふうに聞いておりますが、今4カ所でしたっけ、4カ所ある中でその伸び率というのは同じようにどの箇所もふえているのか、あるいはどこかの地区に偏っているのかというのは、すぐではなくてもいいです、数字があれば伺いたいなと思ったのです。

（総務部副部長兼総務課長）期日前投票所ごとの伸び率については、ちょっと今数字を持っていないので、お答えちょっとできませんけれども、全体としまして期日前投票が市民、投票の方に周知されてきているということもございまして、特に前回の衆議院の総選挙に当たりましては選挙当日が台風の影響もあるということで、非常に多くの方が投票に来られて、全体としてはやはり制度周知が図られて投票が多くなっていると考えております。

（野本）期日前投票が本当の投票日の投票ではないという部分で、本来は投票日にたくさんの方が行っていただければいいということはあると思いますが、それでも正当な投票のあり方として期日前が用意されているわけですから、そういう意味で投票率を上げるという観点で、これは市長選挙に限らないことでもありますけれども、我々の会派は期日前投票の工夫をしているところの視察もしてきたのですが、投票を上げるという部分で期日前投票の場所を増設する、ふやすという考えは今まで検討

はあったのかどうか。

(総務部副部長兼総務課長) 期日前投票につきましては、委員ご質問のとおり、現在市役所と、あと市民活動センター、それと吹上の生涯学習センターと川里で4カ所やっておりますけれども、実際の投票は8時半から始まって、市民活動センターはちょっと時間は違いますけれども、8時までやっているところで、職員の負担も多いということもございまして、今現在は期日前投票所をこれ以上ふやすという考えはございません。

(野本) ただ、投票率を上げるという部分でやはり有効であるというふうに私は感じるのですが、そういう意味では検討されてもいいのではないかなというふうに思うところでもあります。職員の負担という部分で、それは検討したのだけれども、やめたというふうに理解すればよろしいのですか。それとも、検討はしてこなかったということですか。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後1時29分)



(開議 午後1時30分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(総務部副部長兼総務課長) 以前期日前投票制度が始まったときは、市役所については期日前投票の全期間やっていたのですけれども、ほかの投票所につきましては、例えば土日が挟まない、土日がない場合もあったのです。それを必ず土日が期日前投票所の期間に含まれるようにいたしました。それと、前回参議院の選挙のときは期日前投票の終了時間を少し、30分ですか、延ばしたのですけれども、実際延ばしたほど投票率が上がっていないということがございまして、この間の衆議院選挙ではまた通常どおり8時までに戻しております。あとは期日前投票所自体をふやすというような検討はちょっと行っていません。

(野本) 投票率を上げて、市民参加、市民の民意を反映していくという観点で、期日前投票だけではないのですけれども、何か今度30年度の選挙管理委員会の中で心がけていることといたしますか、そういう方針のよう

なものはあるでしょうか。

（総務部副部長兼総務課長）鴻巣女子高校のほうから連携協定の取り組みということで照会がございまして、その中で選挙管理委員会としてはこちらの提案ではこういったものができるかどうかという提案でございますけれども、投票率の向上を図るために女子高生の方にも駅の自由通路で選挙啓発をやっていただくとか、あるいは当日の選挙の事務とか、そういったものをやれないかということで提案させていただいて、今後女子高との協議の中でできるかどうかというのを検討していきたいと思っております。

（野本）大変いいことだと思います。視察したところもやはり高校ですとか大学ですとか、そういうところと連携をしていったということを知りました。1つその中で私たち党派がこれもいいなと思ったのは、模擬投票ということで投票の体験をするということもされていたので、そういうこともプラスになるのではないかなというふうにも感じております。今後も投票率が上がる努力をしていただければというふうに思っております。

続けて、次に265ページに飛ばさせていただきます。地域活性化特命チームの事業であります。その前にも225ページとか237ページには地域医療の関係ですとかコウノトリの関係ですとか出てくるのですが、特命チームとして30年度に予算づけをしてやる事業というのはどういうことなのかということがちょっと歳入のときのやりとりの中だけでは、歳出を見るとこの後何やるのかなという、ちょっとわかりにくいものがあったので伺っていききたいと思います。特に道の駅のところについては、もう少し深めて聞きたいので、このページを申し上げたのですが、まず全体的にこの30年度という部分で特命チームはこうなのだというのを伺いたいと思います。

（地域活性化特命チーム課長）まず、コウノトリの部分で申し上げますと、再三ご説明させていただいているとおり、設計というものがかなり大きな、金額的にも設計業務のほうは継続費で30、31年度と2カ年基本実施設計をさせていただくというものを予算化させていただいたところ

でございます。道の駅につきましては、こちらの委託料、道の駅基本計画策定業務委託料、こちらは29、30、2カ年で基本計画をつくるという事業になっておりますので、道の駅に関しましては去年からの引き続き、先ほど申し上げたコウノトリについては30、31の2カ年の継続という形で、あと地域医療、病院のほうに関しましては庶務的な経費の計上のみという形になっております。

以上です。

(野本) それでは、道の駅に特化して伺いたいと思うのですが、2カ年の計画で29年度、30年度ですよね。今現在は、そうするとまだ何も報告するものはないのでしょうか。それとも、中間で何か出せるものがこれから出てくるのでしょうか。

(地域活性化特命チーム課長) 今現在は委託しました業務委託の中で必要となる道の駅のコンセプト、また機能、そういったものを先進の道の駅等を調査して調べている段階ですので、それを鴻巣としてみるとこういう道の駅が目指したいという部分をこれからまとめ上げるような形になりますので、今の段ではちょうど中間になりますので、特にこういったものができておりますというふうにお示しできる段階ではございません。

(野本) もともと基本計画の前に基本構想というものがありませんか。それにいろんなことが書いてあったわけですが、それとはもう関係はしていないのですか。

(地域活性化特命チーム課長) 当然基本構想というものを土台にして、基本構想の場合はごらんになったとおり、かなりいろんなものが総花的に盛り込まれているというところになります。ですので、基本計画、こちらはそこから鴻巣市としてふさわしいものはどれになるだろうというところ、またどうしてもちょっと時代のずれもありますので、今の時代に即した形で栄える道の駅というのを考えるに当たっても、どうやっていったほうがいいのかであろうというところを検討して、逆に言いますと基本構想であったものをもっとぎゅっと具体的に絞り込むようなイメージの策定になっているかと思えます。

以上です。

（野本）今答弁の中にあつた栄える道の駅というのは、これはそうなたらいいなというふうに思いますが、その栄える道の駅というイメージというのはどういうことが栄えている状態というふうにイメージをするのでしょうか。

（地域活性化特命チーム課長）当然お客さんといいますか、来ていただく人が多いというのも一義的ではありますが、道の駅、商業施設としてつくっているわけではございませんので、当然農業ですとか商工、そういったものに対しても鴻巣市として道の駅によって寄与できるというところを何とか盛り上げていきたいというふうに考えておりますので、その両方がうまくいっているのが栄えるというイメージでいます。以上です。

（野本）ある意味道の駅というのは、役割としては休憩施設的な役割がありますが、それは国が国道沿いに置く施設として持たせるものであって、鴻巣市が道の駅ということをしてそこにお金をかけていった場合に、休憩施設ではないのではないかなというふうに思うわけです。それこそ栄える、鴻巣市にとってメリットがあるということがあるからこそ、そこに投資をしていくのではないだろうかと思うわけです。そうすると、栄えるということは、やはり地域を潤すということがなければならぬのではないだろうかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

（地域活性化特命チーム課長）野本委員さんおっしゃるとおり、休憩施設という部分で単純にドライバーの方が休憩するだけということになってしまいますと、本当に休憩してトイレへ入るだけという姿になってしまいますけれども、あくまでもそれは道の駅という機能の一部でございますから、当然委員さんおっしゃるとおり、鴻巣市として利用価値のある施設というものをつくっていかねばいけないというふうに考えております。

（野本）道の駅は、日本中に1,000ちょっとあるので、その中のどれかのイメージになっていくのかなというふうに、それだけある中でそれとは違うものをつくるということは余りないのだからというふうに思うので

す。そういう中で地域を生かすというのは、先ほどシティプロモーションのほうにもちょっと投げかけたわけですがけれども、鴻巣に潤いをどうもたらずかというところまでやはり考えていただかなければならないのではないだろうか。先ほども返礼品どんなものがあるか探してという話でしたけれども、なかなかこれがあるからそれが、紹介できれば売れるとか、そういう話でもないで、いかに魅力をつくり出すかということが努力されなければ、これはライバルが幾らでもいるわけです。その中を突出していかなければならないということを見ると、非常に簡単なことではないのです。そこに相当な力を入れていかなければならない。道の駅そのものは建設すればできるのだけれども、それを栄える状態にするというのは、それ以上に知恵とアイデアとみんなの結集あるいは努力が必要なのだらうと思うのですけれども、そういう部分はどうお考えですか。どういうふうにやっつけていこうとされるのですか。

(地域活性化特命チーム課長)今野本委員さんおっしゃられたとおりで、今基本計画を策定していく中で、基本計画ですのである程度施設の機能面、建物はこういう機能を持った建物でこのぐらいの規模のものが欲しいとか、そういうところも詰めておりますけれども、現実的に道の駅として栄えたという言い方になりますけれども、そういったものをやるとなりますと、当然いろんな関係の方々のご協力と知恵を出し合って、本当にこういうものを例えばつくって売ろうとか、そういう知恵を出し合っていないと、やはりただの物産所になってしまったり、休憩施設になってしまったりということになりますので、逆に言いますと基本計画の次に考えております管理運営計画、こちらが魂を入れるという部分でかなり重要になってくるのかなというふうに今考えているところでございます。

(野本) そうすると、管理運営計画はどの段階で始まるのでしょうか。

(地域活性化特命チーム課長) 一応基本計画が終わりましたから管理運営計画という段取りで考えております。

(野本) そうすると、それはいつごろから始まるということですか。

(地域活性化特命チーム課長) 現時点では、30年度まで基本計画を策定

しておりますので、31年度になろうかと思えます。

（野本）それで、31年度に管理運営計画をつくって、それからでは魅力を創出していこうというのと、また相当時間がかかるということになるというふうに理解すればよろしいのでしょうか。

（地域活性化特命チーム課長）時間という考え方でいきますと、確かに30年度までは基本計画をやっておりまして、その次に管理運営計画というふうに考えておりますので、その後になっていくという形にならざるを得ないのかなと思っております。

（野本）ちょっと私から申し上げたいのは、それをつくっているうちにまた時代が変わって、また基本計画をつくらなければならないのではないかなというふうに感じてしまうので、それはやはり余りそんなのんびりとした話ではなくて、同時進行で進めていくとか、ほかの課に協力してもらってそこはやってもらうとか、そういうことを考えていかないといつまでたってもできない。できたとしても、最初から休憩施設にしておけばよかったなと思ってしまうようになるのではないだろうか。だったら、休憩施設にしたらいいのではないかということになりかねないので、そこはよく詰めていただかなくてはならないと思いますが、いかがでしょうか。

（地域活性化特命チーム参与）今度環境経済部ということで、農政、商工も含んで、庁内の検討委員会というのも同時並行で立ち上げる予定で、これは開発の関係で都市計画ですとか、そういう課長レベルではなくて、担当者レベルでの実務的な会議も並行して始める予定です。また、検討委員会の中にはJAですとか市民の方ですとか入った検討委員会で、実施計画と先ほど課長は言いましたけれども、実施計画のもとになるものも既にこの検討委員会の中でもんでしまうという形にもなりますので、その辺ではある程度庁内の検討委員会も含めてスピードアップができればというふうには考えております。

以上です。

（野本）乗りおくれのないような形にしてもらいたいと思っております。では、きょうはこれについてはここままで、最後に313ページについて伺

いたいと思います。危機管理課の関係で、埼玉県央広域事務組合、これは負担金として15億1,564万6,000円というふうに組まれております。県央広域事務組合は私も議会に出させていただいているのですが、これは算定式に基づいてこの数字になっているわけですが、この事務組合の置かれている環境を見ていると、かなりあらゆる施設が老朽化してきているということが毎回感じられる部分で、そうするとこの負担割合というのは今後見直していくことになるのではないかなというふうに思うこともあります。交付金だとか、そういうものもあるかと思いますが、そういう点で見直しはどのようなのでしょうか。

(危機管理課長) ただいまの県央広域事務組合のほうのうちの消防の負担金ということなのですが、負担割合につきましては過去ずっと同じではなくて、見直しのほうも行っております。参考までに28年度でいきますと、鴻巣の割合が46.05%という負担割合だったのでありますが、30年度の予算措置する段階では45.66ということで見直しのほうもしておりますので、そのときに合った形での負担割合の見直しになるのかなと推測されます。

(野本) そうすると、今後の見直しというのはわからないということですか。

(危機管理課長) こちらのほうの負担金の割合につきましては、県央広域事務組合のほうで示されることになっておりますので、私どものほうから負担割合の見直しというのがつけかねるところかなと思うのですが、そのように考えております。

(野本) わかりました。

それでは、その下のところの消防団報酬という、報酬の内容ではなくて人数のことを伺いたいのですが、人数の430人分という算定、これはこれまでの流れ、推移とか今後の見直しとか、その辺はどのように捉えられているのか伺います。

(危機管理課長) こちら消防団員の人数につきましては、定数は441名ということで決められております。実数といたしましては、29年の4月1日現在413名で、29年度途中なのでありますが、30年の3月1日現在で

420名ということになっております。年度がわりでまた退団される方もいらっしゃるかと思うのですけれども、新入団員との増減を含めまして430人で見込んでおります。

以上です。

（坂本）それでは、最初から。77ページの危機管理の国民保護協議会運営事業、これ科目だけ置いてあるようなところがあるのですけれども、これについてどういうふうな会議体なのか、協議体なのか教えてください。

（危機管理課長）ご説明のほうでも申し上げましたが、国のほうの国民保護法というものがありまして、そちらのほうで位置づけられている協議会になります。全市町村で設置することになっておりまして、主な内容といたしますと鴻巣市でいきますと鴻巣市国民保護計画、こちらのほうが改定される場合とか、また国民保護計画上の必要な報告事項ということで、例えば日本に対する武力攻撃、またテロ攻撃、それらが発生して緊急的に対応しなくてはいけないというような事案があった場合に、こちらの協議会に報告することになっております。

（坂本）今あった国民保護計画書、市ごとにあるということですよ。それ私見たことないので、できれば後でもいいのでいただければと思いますが、どうでしょうか。

（危機管理課長）平成19年度に作成しておりますので、一応見直しのほうも考えてはおるのですけれども、後日お渡ししたいと思います。

（坂本）次に、91ページ、89ページから始まっている契約検査課の中で、12月議会だったかな、そのときに入札結果表ということでもらったのですけれども、その中で総合評価方式というのが随分あった。今回の3月議会には入っていなかったのだけれども、余り今まで聞いたことなかったかなと思ったので、これについて詳しく説明をしていただきたいと思います。

（契約検査課長）総合評価方式でございますが、こちらのほうは金額だけではなく、その他企業の技術能力等を勘案しまして、総合的にすぐれた業者さんを選定する方法でございます。平成20年からやっております。

て、今年度、平成29年は9件入札を行っております。企業の技術能力等というお話をしたのですが、金額だけではなく、企業の技術能力、それから社会的貢献度、それから地域の精通度等を勘案いたしまして、それを点数化して、その点数を入札金額の億単位で割った数字です。その数字の大きい業者さんが落札候補者になるという形でやっております。

（坂本）入札金額が高くて評価が高いところがとっているということは幾つか見えたのです。今基本的なところの計算式の中に社会貢献度とか技術とか、そういうことが幾つかあったけれども、社会貢献というのはどういふのかなと思って見ると、多分業者さんが、土建業者、そういう人たちが花壇植えやってみたり、そういうものが社会貢献なのかなと思ったのだけれども、その社会貢献というのはどういふふうなものを捉えているのか。

（契約検査課長）社会貢献度のメニューなのですけれども、まず防災活動があります。まず、協定を結んでいるかどうか。これで点数になるかならないかがあります。市との協定です。あと、もう一つは災害が起きたときに市からの要請によって何かやってくれたか、やってくれないか。こちらがまず1つ目の社会貢献度。あと、ボランティア活動に参加しているかどうかがあります。こちらのほうは、点数的に言いますと2点ついているのですけれども、回数である程度分けて、0.5、1、1.5、2点という形で点数化をしております。それから、インターンシップの受け入れをしているかどうか、こちらも社会貢献度の中でやっております。あと、直接ではないですけれども、あとは除雪の契約実績、これは契約があるかどうかで点数化をしております。

以上です。

（坂本）基本的なそういうものがあるということになると、既に持っている業者はいいのだ。貢献して点数になるようなことをやっている業者は有利になると。それ以外の業者は、そういうのを積み上げないとその対象になってこないということになるのだ。やっぱりそこに不公平感があるのではないかなと思うのだけれども、その辺についてはどう考えていますか。

(契約検査課長) 例えばボランティアは過去2年度間に何かやったかという形になっておりまして、全然やらないのではなくて、少しずつでもやっていただければ点数になるような形にしておりまして、建設業協会の皆さんとお話し合いや何かあったときにはぜひボランティアで点がとれるように、そういう社会的なものに参加してくださいというお話も差し上げております。また、防災活動におきましても、台風ですとか地震ですとか水が出たとか、そういうときに何かやっていただければ点数になりますので、そこら辺は皆さん業者さん努力していただければ点数がとれるところかと思っております。

(坂本) 例えば今回の事業、事案に関して、これを総合評価方式でやろうとか、そういう決めるのは誰が決めるのか。

(契約検査課長) 総合評価方式の入札にするかしないかということによろしいですか。総合評価は、実は普通の入札より1カ月ぐらい余計時間がかかります。入札依頼をいただいてから契約するまで約3カ月かかっております。総合評価をやるに当たりまして、最初県のほうから総合評価のガイドラインというのが示されるのですけれども、それが4月の末から5月の頭ぐらいに説明会がございます。こちらのほうをうちのほうで行かせていただいて、そのガイドラインをまねして鴻巣市のガイドラインを作成します。それから総合評価に入りますので、幾ら急いでも最初の入札が7月の中旬ぐらいになってしまうということもありますので、年度内に工事を終わらせることを考えますと、工事の規模ですとか内容を勘案してできる工事を総合評価でやっていくという形になっています。

(坂本) この事業は、今言ったように期間的に見ればそういうものが入ってくると思うのだけれども、それだって1つではないのだ。幾つもある中で、この事業は総合評価にしようかと決めているわけです。それを基本というか、基準というか、どういうことで決めるのか。誰が決めるのか。指名委員会でこの事業を評価に値するという事で指名する基準というのは何か。

(契約検査課長) 先ほどもちょっと触れさせていただきましたけれども、

工事の内容と、あと工期等を勘案してできるものをやるという形でやっております。

(坂本) どうも納得いかないのだけれども、私なんか見るとこの前の事業は12月の議会の報告は7つぐらいあったのだ、その中で。その中で1業者が3つたしかとっているのが一番多かった。そのものが大きい業者だからとれるのだと思う。3つもその期間の中でやらなくてはならないということになるわけよ。みんな忙しい事業になっていけば、それこそ小さい業者ではとれない。3つも抱えられないから。必ず1つとれば精いっぱいというのが、多分そうだと思う。それを3つもとれるというのは、そういうある程度の規模の業者でなければそういうのはとっていけないということになったら、そのとった人が市内業者だからまだいいかもしれないけれども、やっぱり業者育成だとか、そういうのを考えれば、公平性を考えればもっとばらけたほうがいいかなと。ある程度のところが皆とれるような方式にして、市内の業者がある程度潤っていくような、そういう方式のほうが市のためになるような気がするのだ。そういうことをやることによって、例えば社会貢献だとか、雪が降ったときの除雪だとか、そういうのだって地元の業者が、あちこちにいるそういう人たちがみんな協力してくれるということになれば早いわけです、仕事が。1社が一生懸命やったって間に合わないのだ。機械がそんなにあるわけではないのだから。そういうのを考えれば、平らにそういうのは延ばしていくと、そういう意味の総合評価方式ならまだいいのだけれども、逆に総合評価にすることによって業者を絞って行ってしまいます。こういうふうになっていってしまうのだ。私なんかが見るとそう見える。今後はこの方式はよっぽど考えてやってもらったほうがいいかなという気がするので、今後どういうふうにしていくか、これからはずっとあるわけだから、その辺をどう判断しているか。

(契約検査課長) 今ご指摘のとおりでして、実は点数を持っている業者さんというのはある程度限られておまして、大きい業者さんでボランティア活動をよくやっているとか、何かあったときによく出てきてくれる業者さんは確かに点数を多く持っております。ただ、そういう業者さ

んが本気でとろうと思えば点数を持っているわけですから、金額がそんなにそれほど張らなくてもとれるような形になっております。ことしと去年は結構隔たりが出てしまっていたのですけれども、その前までは平均的にいろんな業者さんがとっておりました。去年から少し同じ業者さんがとるような傾向が出始めておりますので、今後またちょっと考えていかなければならないかと思っています。

（坂本）では、それはよしとします。

次、93ページ、最後のところにまちづくり市民会議運営事業とあるのです。これは、総合振興計画についていろいろ検討してもらっているということなのですけれども、その内容をもうちょっと詳しく教えていただければと思いますが。

（企画部参事兼総合政策課長）まちづくり市民会議は、本年度につきましては……まちづくり市民会議は委員さんを募集しまして10名の委員さんで構成しております。2年間の任期でして、29年度、30年度の2年間でございます。本年度につきましては、対象施策、また重点基本事業の取り組み評価ということで4つの施策を検討していただきました。コミュニティー活動の推進、健康づくりの推進、それと子ども、子育て支援の充実、効率的な行財政運営の推進という4つのテーマをそれぞれ、会議は5回あるのですけれども、1回目は顔合わせになります、2回ずつそれぞれの4つの施策を2班に分かれまして5人ずつで2回、2日間、担当課長が出てきまして、まず事業の説明をいたします。その事業の中でどういう課題があるかというところを課長から話をさせていただいて、それについて委員さんからいろんな知恵といたしますか、こうしたらいいのではないかという提言をいただきまして、それを全部取りまとめて、最後に市長に報告するというような会議でございます。

（坂本）総合振興計画というのは市の計画でできているので、その細部を詰めていくというような形の意味合いでいいのですか。

（企画部参事兼総合政策課長）それぞれ施策にしても、基本事業にしても5年後の目標値だとかございますので、その目標値になかなかうまく……まちづくり市民アンケートの中で目標値に上がっていないと

いうものについて、取り組みをこうしたらいいのではないかというような、そういう話をいただいて、具体的な事業の方向性を見出していくというようなものでございます。

（坂本）目標値がなかなか上がらないと、効果が余り上がってこないというような状況のものが特にこういうところで協議されていくという、そういう判断でいいですか。

（企画部参事兼総合政策課長）はい、市民の皆さんの意見をいただいて考えていくというものでございます。

（坂本）では、次に行きます。

95ページ、中央公民館エリア再編研究事業ということで、先ほど前任者の声も出ていましたが、私が聞いていると、これは研究のために鴻巣が入ってもらったという感覚なのです。鴻巣のためではなく、前橋工科大学の何とか先生が研究のために国から予算をもらって研究を始めた、そういう中に鴻巣が取り込まれたという印象なのですが、そういう考え方でよろしいでしょうか。

（企画部参事兼総合政策課長）ある意味そういう部分もございませけれども、本市としましてもあのエリアに公共施設が集約されていますので、その中で老朽化していたりしていますから、そろそろ更新の時期ではあるわけですので、何かいい方向性を見出せないかという手法についてご意見をいただければというふうに思いまして、共同で取り組んでいるものです。

（坂本）中央公民館、うちのほうの鴻創会から要望書という形で市のほうへ出した中に、中央公民館エリアの再編事業ということで出してあるのです。私は、それは会派の中の意見だから出した。私自身、個人の考えとすればまだまだ早いよと、合併して12年たって、まだ本当に平均的に全部いつているかといったら、それはできていないような気がするのです、そういうものが全て終わった段階で次の段階をやるのであれば中央公民館エリアの再編もあるだろうと、私はそう判断しているのです。聞くところによると、中央公民館の再編事業になると30億円ぐらいかかるだろうと、そういう予想がされていると。それだけの金をこれから何年

後にかけるかわからないけれども、投資するというのはかなり厳しいと思うのです。10年、20年先ならわからないです。だけれども、我々がここにかかわっている、あと何年かあるかもしれない、来年で終わってしまうかもわからないけれども、そういう中でこの再編エリア、30億もかかるような事業をそう簡単にいいよと言えないのではないかなと私は思っているのです。だから、本当に市が必要ならば、こういうことがやりたいのだというのを、大学の先生の研究事業でやるのではなく、市に合った、自分たちの鴻巣市に合った再編計画、それも財政も考えながら、そういう公共施設の管理計画もつくっているのだから、そういう中で本当にこういうものが必要だというものがあればそれを出してもらいたいのだ。

(企画部長兼川里支所長)中央公民館のエリアの再編事業ですけれども、本会議場でも質問がありました、きのうもございました。1つは、今回の堤先生がやる、さっき課長も言いましたけれども、当然向こうにもメリットがあって、私たちもメリットがあるから一緒にやりましょうという土俵の上に乗っかっているということです。この中央公民館だけをとると言わせていただくと、先生のほうも当然公共施設管理計画と一緒につくってきましたので、鴻巣市としては18.6%削減していきましょう、お金がないのは重々承知の上でこれをテーマに上げています。その中で今30億というのはまるっきり新しい、壊してぼんとつくれば30億ぐらいかかるだろうと言われていましたけれども、例えばですけれども、先生の話の中では東町の校舎の中に学童をつくりましょうとか、児童館にしましょうとか、小中を一緒にした形でできないかとか、そういったある面今の施設を活用しながら提案をしていくと。ただ、やはりどうしても古くなっているものに関しては当然新しいものにリニューアルしなくてはならない。ですから、丸々複合館で全部を入れて立派なものをつくるという計画になる予定ではございません。研究のテーマです。ですから、お金をかけなくて複合化して再編するのはどうしたらいいのだろうというようなテーマも1つにはこの中に入っています。

それから、この中央公民館エリア構想とは別に先生と一緒に研究してい

く中には、公共施設管理計画、箱物だけを今までこれだけ削減する必要があるということをやっていましたけれども、実際にこの間の本会議でも話させていただきましたが、ライフライン、下水道であったり、道路であったり、こういった資産はどのように入れたらどうなっていくのだろうかとか、そこら辺の研究も一緒にしていくことになっています。ですので、幾つか研究する項目の中で中央公民館エリアの再編研究事業が1つ出てきたと。委員がおっしゃるように、莫大な費用をかけてやるといっても、私が言うのもあれですけども、予算が限られている中でやっていきますので、当然できるもの、できないものが出てくるかと思えます。そんなことを前提にやっていった場合に、市民の皆さんがどういふことをこのエリアとして考えるのかという一つの市民からの提案もいただいて、今後再整備するに当たっても市のほうの一つの参考事例というか、研究内容にさせていただきたいと、そういうふうを考えています。

（坂本）勉強するのはいいことだと思うのだけれども、やっぱりこういう先生のうまい話で皆さんの頭の中洗脳されると、こういう方向がいいのだとやっぱり植えつけられてしまうと思うのです。だから、本当にやる気があるのならそっちでこういうふうにしてもいいのだけれども、まだそんなに必要性を感じていないとすれば、そんなに一生懸命まだやる必要はないのではないのかなという気はしているのです。やっぱりその辺のバランス感覚があるのだと思うのだけれども、ぜひそういうことも頭に入れてもらって、無理をしないでこういうことは検討していただいたほうがいいと思いますので、よろしくお願いします。

（企画部長兼川里支所長）私は来年いないのですけれども、職員にその点を今委員のほうからご指摘いただきましたので、十分協議させていただいて、心して取り組むように指導させていただきます。

（坂本）次、101ページ、今まで多分これ市民環境のほうで前にあったかなと思ったのだけれども、文化センターの管理運営、指定管理料です。これいいのだよね、ここで。

（そうですの声あり）

(坂本) 毎年2億円強の費用がかかっているということで、クレアこちらのすの管理はどういうのが金かかるのかな。その内容、この計算の基礎になる、どういう事業の、費用がどういうものがあるかというその算出基礎になるようなものがあれば教えていただきたい。

(自治文化課副参事) 指定管理料2億400万円の大まかな内訳になりますけれども、支出としましては人件費等、管理事業に伴うものが6,000万円になっております。それから、文化センターの管理事業費支出としましては、その合計としますと2億1,000万円ほどかかっております。事業収入としての収入としましては、全体的収入は指定管理料を差し引きますと約8,000万円から9,000万円の収入がございまして、これは事業収入による収入となっております。主な先ほど言いました給与等につきましては、約4,000万円、そのほか管理事業費としまして各種光熱費ですとか業務委託料、その他もろもろ含めまして2億1,000万円の経費がかかっているという状況になっております。

(坂本) 今ちょっとよくわからなかった。人件費が6,000万円かかっていると。最終的にまた次のほうで4,000万円、2億400万円の中で最終的には2億1,000万円の事業費になっているということになると、全然どこをどうするかわからない、一つも。だから、その辺は、ではよかったら私はこの明細を書いたものをもらえればもらいたい。いいですか。出してもらえます。指定管理者になっている施設管理公社がどうだかわからないけれども、出せるものはそこまで出してください。後でもいいですが。いいですね。

(委員長) 自治文化課副参事、いいですか。

(自治文化課副参事) 申しわけございません。収支予算書のほうございますので、そちらのほう提出させていただきます。

(委員長) よろしいですか。

(坂本) はい、ではそれはそれで結構です。

次に、その下の映画館の管理運営事業のところでも聞きたいのですが、映画館のシステム更新業務委託料とあるのですが、どんなシステムの入れかえなのでしょう。

(自治文化課長)映画館システム管理入れかえ業務委託という形の中で、内容につきましてはシネマフォンシステムの入れかえになります。正式名称といたしましては、音声認識映画情報提供システムでございまして、音声、電話番号、544-9200という番号なのですけれども、そこに電話をいたしますと自動的に音声で番号を押して聞きたいものを、上映案内を見たいであるとか、あるいはファクスでとりたいというものの自動音声認識案内システムになります。あわせて、そこで自動対応ができないものについては直接つなげるというようなシステム内容になっております。

(坂本)この前の指定管理の了解するとき、これは相当に指定管理に入るものではないということで、なかったのだと思うのだよね。こういうものではないと思うのだけれども、何となく後づけに、気がするのだよ。ティ・ジョイに指定管理は出したと、でも今後またこういうのがかかります、こういうのがかかりますと後から後からどんどん出てくると、全部後づけでこういうふうにどんどんそれがふえていくような気がしてしょうがないのだけれども、今後はこういうことないですか。

(自治文化課長)映画館に限らず、指定管理等を行う場合の施設設備の大きなものにつきましては、所有者が更新を行っていくというのが原則になっております。と申しますのは、やはり躯体の工事であったり、設備の大幅なものが指定管理料で毎年変動するというのは、これは決して指定管理になじむものではないという認識の中でございまして、基本的には今回の導入、これにつきましても当初の導入から5年契約というものが平成30年6月30日に終了ということになっておりますので、それを見越してハードウェア、それからソフトウェアの更新を行うものでございます。こういったものにつきましては、ティ・ジョイに限らず、この音声情報システム等につきましては、ほぼ全ての映画会社、映画館、シネコンで導入をしているものですので、これも保守というものはこれから先5年やはり同様の形になりますので、パソコン等をメインの機種として更新を行っていきますので、映画館としてのこういった案内をしていく場合には、通常ですと契約も5年ごとにこういったものが更新にな

っていくという形になっております。

(坂本) 今のこのシステム更新業務、システム更新って一つの事業だよね。これは大きいほうだから、持っている持ち主の市がやるのだということだけれども、そこの判断する基準というのは幾らになっていきますか。市がやるほうだか、指定管理のほうがやるのかというのはどの辺までの境が。

(自治文化課長) これまでにつきましては、29年度までの契約につきましては50万円、30年度、今度の契約は100万円という形で協定を結ぶ形で今準備を進めております。

(坂本) わかりました。では、次行きます。

107ページ、川里支所のところですけども、いつも聞いているとは思いますが、フェスティバルの開催事業で、今回も200万円予算組んでいただいていますので、ありがたいなと思いますが、この実行委員会のほうからいつも何か市のほうでうるさいのだよと、いろいろ言われるのだよと聞くのです。何も注文つけて出しているわけではないですよ。

(企画部長兼川里支所長) 先日29年度のフェスティバルの実行委員会に年明けてから反省会兼30年度に向けての会議に出させていただきました。予算が200万円ということで、30年度の予算はことしと比べて減るかという質問をいただきまして、同額をさせていただいたと。実際に特におととしにかかった経費、去年ですか、おととしにかかった経費が中央のテーブル等の更新費用が結構かかったということがありまして、その分がことしは更新がなかったもので、若干繰り越しが多く出たと。そんな中で、今後その施設の整備する安全対策等もやっていかななくてはならないだろうと、見ていて子どもが撤収するとき子どもとちょうど出店した方の車が交錯したりする、そんなところもありましたので、そんなところとか、あと警備員に寒い中立っていただいていますので、もう少し手厚い対応はできないかというようなご指摘もいただきました。そんな中で、このフェスティバル200万円の中で皆さん知恵を絞ってやっていただいていますので、私も川里支所長兼財政を預かった側として、市の言い分と支所長の言い分両方言わせていただきました。増額はならないの

かという質問もありましたけれども、なかなか増額は難しいという話をさせていただきまして、頭を絞ってやっていただきたくということでお願いをさせていただきました。今後このような形で事業を推進したいと思っています。

（坂本）いろいろ市のイベントも見てみると、例えば体育祭だとか、そういう全体的な事業になると陸上競技場にテントを張って、多分市がやっているといます。川里フェスティバルの場合は、いっぱいテント出るけれども、本部のところは本部の人たちが市の担当者とかやるけれども、それ以外全部参加者が立てているのですよね。そういう自分たちが努力をしているところもあるので、これについては事業費を減らして縮小していくようなことをないように、ぜひ今後もきちんとは見ていただいて、減らさないように努力をいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

（企画部長兼川里支所長）さまざまな形で参加団体、自分たちから寄附金集めたり、あと出店料を出したりとか、売り上げの中へ一部運営費出したりとか、そんなことをやっていただいておりますので、各いろいろのところで行っているイベントの中では随分ご苦労していただいているという点はできるかと思います。ただ、もう一点、逆に言うとなかなかこの地域のいろんな団体が来られて、食品を中心とした形で販売をしているわけですが、そこら辺の中でやっぱり衛生管理とか、そこら辺は非常に懸念されていますので、こんなことを踏まえながら事業費を減らさない中で何ができていくのかということを実行委員及び支所で担当者もよく話していますので、そこら辺を踏まえながら継続的に事業をやっていきたいと思っています。

（坂本）先ほどは市長選挙について野本委員のほうが聞いたので、やめておくか。

次は225ページ、地域活性化特命チームがここで予算が組んであるので、これを見させていただく。地域医療体制整備庶務事業の場合は3万9,000円ということで、これは本当の事務的なものだと思いますが、これはしようがないと思います。ただし、地域医療体制整備基金積立金

5,000万円、この5,000万円を基金に積むということになっているのですよね。今までこれを積んで幾らになるのだろう。

(地域活性化特命チーム課長) 30年度のこの5,000万円をつみますと、基金の全体の残高。

(坂本) うん、全体。

(地域活性化特命チーム課長) 約4億400万円になりますので。端数もございますけれども、約4億円と。

(坂本) 今回は第7次でしたっけ。県の医療整備計画が発表されていると、大体予想が出ているけれども、確定ではないと思うのだけれども、議会通って、それからまた審議会通すのだろうけれども、おおよそのことは出てきています。今回の計画の中で、では鴻巣市に総合病院、今まで市長がやると言っていて、もしやるとなると、ではそういうときに使う整備のための基金をつくるということをつくったと思うのです、私は提案したほうだから。そういうためにやってきたと。市長も喜んでそれを積んだわけで。だけれども、現状4億円しかないという中で、今回30年度に積んで4億円だよ。4億400万円と。これで、では例えばここで病院が来そうだと、できそうだとということになったときに、では幾らここに使うのだと。全額使うのかどうか。そういうふうになったときに。仮定の話だから、答えられないといえ、国会と同じで答えられなくなってしまふけれども、どうだい、その辺は。

(地域活性化特命チーム参与) 仮定というよりも、加須みたいに大きな金額を持っていないというのは、恐らく相手方ももう知っているわけです。ただ、あればあっただけ要求されるということもありますので、これを全額使うのではなくて、例えば出てきて3年やそこらで、ではやめる、どこか行ってしまふ、事業をやめるとかということのないように、交渉材料として少しずつ小出しにするとか、そういうことであるだけの金額の中で交渉するというような想定でいます。

(坂本) 例えばこれから今年度の4月ぐらいになれば、来月になれば大体方針は確定するから、その段階で、では総合病院が来るという意見があれば手挙げると思うのだ、そこで。挙げたときに、では建設するには

何年かかるよということがあって、では3年後なら3年後に計画立てられるよと、病院ができそうだという報告が出たときに、ではこれからまた4億円プラス何億円か積んでいくのかと。毎年毎年積んでいって、例えば10億円まで目標にするのだとかと、そういう目標はあるのですか。

(地域活性化特命チーム参与) 目標というのは、今のところこれはないですけれども、要は建設費の一部を補助するのか、医者確保とか運営費で補助するのかというのは、これは交渉次第だと思うのです。その中で、一遍にこれを何億円使ってしまうとかというのではなくて、今の考え方として交渉材料とするのは、要するに運営費の面で何千万円ずつ出すのか、もしその金額があればそれを全額欲しいというのが相手方の考えですから、それがこの基金はあくまでもこういうことで使うのだよという交渉材料の一つにするような考え方でいます。

(坂本) ということは、まだこの4億円の使い道がどういう部分に使われるかというのは決まっていないということですか。

(地域活性化特命チーム参与) 特には決めていませんが、方針としてはその運営費だとか、そういうものの交渉材料にするというふうには考えております。

(坂本) 私はなかなか、今回県の第7次のあれが新聞発表だと127という数字が出ているのだよね、県央地域に。この127の中で、では鴻巣のそういう面が来るときにどこら辺までとれるのかと。例えばもし近隣の病院がこっちに来れば、県央管内ならまだいいところないから、いいけれども、例えば行田とかほかから来るような、もしそういうことがあったときにはそっちから持ってこられないのだよね。医療圏違うのだから。ということは、あくまでもこの127の中か、この中にある病院を分けて持ってくるかということになると思います。全く遠くから来たって絶対ないのだから、エリアが。その数字的なものは127、最大ですよ、今は。それは全部鴻巣の病院でとれるかといったら、それは絶対無理な話。本当にそれで総合病院が来ると思っているかどうかというの。だから、それは無理なのではないのかなと今私は思っているのです、自分で。県がそういう方針出してしまったらアウトです。そうしたときに、今度はこの4

億400万円というのは今の金を今度どこ使うかということです。目的があって積んだのだから。だから、それは地域、この鴻巣のエリアの中の医療施設、病院だとか医院があるけれども、そういう人たちに対して鴻巣市のそういう医療要請に対して協力するようにぜひ向いてくださいよということで少しずつこういうふうにやっていくのかどうか、その辺はどうなのですか。

（地域活性化特命チーム参与）特命チーム自体では、病院誘致は第一義に考えていますけれども、今後健康づくりのほうに行ったときに、例えば病院誘致が待ったとかということ、状況もありますけれども、それはやはり地域医療に使っていくというような考え方もできるかと思えます。

（坂本）この議論は幾らやっても先が見えないのだからわからないから、この辺でやめておきます。

では次、239ページ、コウノトリの部分です。コウノトリ、たしか1カ月前かな、市の玄関先にレプリカを置いたけれども、あれ私なんかはこういう委員会の中で聞いていて、あれをつくるというのは、あそこへ置くというのは聞いたことなかったような気がするのです。前に質問したときに、レプリカをつくるのはわかった。2体ぐらいつくって、1体は土手のほうでも置いておくのだという話だったような気がするのだけれども、そのときに答えてくれたのが自然に飛んでいるのもいるよと、それが飛来するようにそういうところに置くのだというようなことを聞いたような気がするのだ。そういう意味でつくったのかと思った、今回は。そしたらそれがあそこへ置いてしまったと。あそこへ置いたってちっともコウノトリは来ないと思うのだ、ああいうところ。いないと思うのだ。だけれども、本当にこのところでやる、レプリカまたつくるけれども、これが土手のほうへ置くのですか。

（地域活性化特命チーム課長）今現在場所はまだここというふうに確定しているわけではございませんけれども、一応レプリカの使い道といたしまして、今坂本委員さんおっしゃったとおり寄せるデコイという使い方と、今本庁舎の前に置かせていただいたとおりモニュメントとして置

く使い方、こちら2種類あるかと思うのですけれども、30年度予算の要求しておりますコウノトリのモニュメントとして使うという意向で担当のほうは考えております。

(坂本) ということは、本庁舎の前に置いたようなものをほかにも置くということですか。

(地域活性化特命チーム課長) はい、一応そういうふうに考えております。

(坂本) つくる以上は、予算要求した以上はどこへ置くと決まっていると思うのだけれども、どこへ置くのですか。

(地域活性化特命チーム課長) 一応場所と考えておりますのが、要は宣伝効果を狙ったモニュメントでございますので、駅前ですとか、あとは支所、その辺に置きたいなという形で今、どこが一番効果的かというところを、あと設置しやすさとかを考えてという形で今検討しております。

(坂本) 今回2体やっぱりつくるのですよね。そうではなかったかな。

(地域活性化特命チーム課長) 今想定しているのは1体。

(坂本) わかりました。無駄にならないようにぜひしっかりと管理してもらって、コウノトリが来るように頑張ってもらえばいいと思いますが。次に行きます。265ページ、道の駅。この道の駅基本計画策定について。最初にこの事業が始まったころに、チームの参与だったかな、答弁の中で花を十二分に生かした道の駅をつくりますと言ったのですけれども、その花の十二分な生かし方というのはどういふのですか。

(地域活性化特命チーム参与) そのころ私ども基本構想をもとに答弁をさせていただいたと。あのころはフラワーガーデンとかフラワーパーク的なものもあわせた形のものというふうに想定をして最初のころは答弁いたしました。ただ、今やっていく中でやはり規制ですとか、農振除外ですとか、そういうものの規制の面積とかも出てきておりますので、花を生かせるのは売ると花で飾ると、そういう面も含めた形での構想というか、計画といいますか、内容を今考えております。

(坂本) では、基本的なことから聞きたいと思うのですけれども、道の駅そのものの、要するに道の駅の部分、国交省がやる部分というのとはど

のくらいの面積なのですか。

（地域活性化特命チーム課長）道の駅として国交省がやる一体型の道の駅をつくった場合なのですけれども、その面積という部分に関しましては接する道路をどういうふうにとるかというところで計算式で国道のほうが出してまいりますので、今現在例えば何ヘクタースですよとか、そういった形でお示しできる数字では持っておりません。

（坂本）基本設計だとか、基本構想から設計へ行く段階で、鴻巣市としては今回の鴻巣の道の駅をつくるに当たっては国交省はこのくらい欲しいよと、国の整備してくれる部分はこのくらいの面積はやってほしいよという要望は通っているのですか。そういうのを出しているのですか。出ないのですか。

（地域活性化特命チーム課長）まだその段階ではございませんで、国交省といたしましても最終的には市として要望書、こちらを正式に上げて、それで向こうのほうで了解すれば一体型の道の駅をやるよという返事が来ます。ですので、今の段階においては、あくまでも市としてみますと委員さんおっしゃるとおり、一体型で国のほうにも費用負担して、道の駅の駐車場の部分、情報発信、トイレ、休憩の部分をつくってほしいという形で常々訴えてはいますけれども、まだ国のほうも予算の関係がやはり要望ができて、初めてやるよと決まってからでないとなかなか具体的な、口がかたいですから、何とも言えないところでは。

（坂本）基本構想終わって、既に基本設計に入って1年たった。2年のうちの1年過ぎたのだ。この段階で市の要望としてこういう形ですよというのはまだ言えていないということですか。

（地域活性化特命チーム課長）形ですか。大きき的な。

（坂本）全てだ。含めて。

（地域活性化特命チーム課長）今の段階でやっておりますのが、要は市として坂本委員さんおっしゃっている国がつくる部分の駐車場以外の部分で果たしてどのぐらいの施設規模、建物にいたしましても仮に農産物直売所としますと、国がつくる駐車場で間に合わない部分ですとか、例えば従業員の車を置く部分とか、そういったものを今どのぐらいの必要

面積が要るかなというところを練っている段階ですので、そのところは全体面積というところはまだ確定しておりませんので、国の部分は先ほど話したとおりの交通量とかから出てまいりますので、全体はまだ見えていないというところになります。

（坂本） こういうのだけれども、本当に基本設計でつくるための設計をしているわけです。2年かけてつくるという段階で1年過ぎています。では、片や国交省、片や鴻巣市、この2つが一緒になって、2者が一緒になってつくる、セットでつくっていききたいという中で、残り1年のところで鴻巣の案がまだ全然入っていないという、これ常識で考えられないよね。だから、わかっているのだけれども、言わないのならそういうふうに言ってもいいよ。国交省から言うなと言われたから言いませんというのならそれだっていいのだけれども、ないのではしようがないのだ、それが。できているのだと思うのだよね、その辺は。

（地域活性化特命チーム課長） おっしゃるとおり、言うなといいますか、まだ公表できない部分当然ございますし、あとこちらはあくまでも基本計画というところになりますので、多分委員さんおっしゃっている部分の基本設計になりますと、本当の建物の配置とかを決めた詳細設計というイメージかと思えますけれども、今の段階ではどういう道の駅にしたいという部分の絞り込みというのがメーンのところになりますので、基本計画というものの半ばに来ているというところになると思います。

（坂本） では、国交省が関係なく、鴻巣市として独自の道の駅のビジョンというか、どういうものかというのは言ってもらえる。

（地域活性化特命チーム課長） そのところが今一生懸命どういうのがいいのだろうというところで、結局鴻巣市として思い描くビジョンがどういう道の駅をつくりたいかというところが、先ほどの野本委員さんのお話あったとおりの、道の駅全国にもう数ありますし、近隣見ても吉見だ、あんな近いところにもございますので、そういった中で埋没しないような、鴻巣市の道の駅いいよねと言われるようなものをつくりたいというところで、今ちょっとその基本計画をつくる中で非常に苦労しているところでございますので、まだちょっと今そこを申し上げるほどのエリア

になっていないというところでございます。

（坂本）私は、よく身近な人とこういう話をするのです。道の駅今度鴻巣でやるのだよと言うと、今ごろ道の駅、これから何年かかるのだと、つくったときにはもう道の駅はすたれてしまうのではないのかいと。新たなそういうものを、道の駅ではないけれども、鴻巣市としては独自のそういうものを日本一早くやるようなことを考えたほうがいいのではない、よく言われるのだ。方向転換したほうがいいのではないかなと思います。たまたま特命チームを解散するのだから、今度はそういう方向をきちんと企画のほうででも考えてやっていくような、そういう行政でなければこれから置いていかれてしまうのではないかなと思うのです。ここは最後に企画部長にその辺を置き土産にしていってもらえるような、もうこれで終わりではしようがないから、その辺をきちんと託していってもらいたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。それで終わります。

（企画部長兼川里支所長）非常に責任が重要なのですけれども、これまで確かに議員のほうからも、たくさんの方から、一方ではやったほうがいい、一方ではもういっぱいあふれているのだから、違う路線でいったほうがいいのではないのかと、さまざまな意見をいただいています。今基本計画をつくっている最中ですが、私も見ていないので何とも言えませんが、当然でき上がる中で次のステップへ行くときの議論のベースになると思います。ですので、そこでこの基本計画ができた段階で今のような、余りこれ特筆するようなものではないのではないのかとか、いや、これは立派な、いいなという何か見えてくると思いますので、そのときにきちっと議論をしていただいて、前進していくのか、さらなる前進して整備をしていくのか、若干路線変更していくのか、そこら辺の検討するようになってきますので、まずは30年度の基本計画の策定を見守っていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2 時 4 4 分）



(開議 午後2時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(竹田) 済みません。あと、先ほど坂本委員がお聞きになっておりました265ページの道の駅整備事業についてちょっとお尋ねをします。

13の委託料ですが、道の駅基本計画策定業務委託料、委託先の企業名といつからいつが委託期間なのか、それでそこに見るとそのほかに製本費というのがありますよね、35万円。それから、道の駅基本計画策定検討委員会委員謝礼があると。ということは、今年度中に製本にして渡せるということがこの予算の中から私は読み取るのですが、それらも含めてちょっと教えてください。

(地域活性化特命チーム課長) まず、委託先の部分なのですが、昭和株式会社鴻巣営業所、こちらが契約の相手先になります。期間でございますけれども、平成29年7月21日から平成31年3月の8日、これが契約期間となっております。

それと、印刷製本費、まさに委員さんおっしゃったとおり、基本計画できたものを製本するという形の製本費という形で考えております。ちょっと余り予算のいかないようにというふうに考えておりますので、内部は簡単な形で、あとお渡しするようなものは製本というふうに考えております。

それと、検討委員会の謝礼、こちらが先ほど来申し上げておりますとおり、検討委員会、こちらを開催する予定で、30年度、予定になっておりますので、その中で来ていただく委員さんに謝礼という形でお支払いするという。

(竹田) ということは、一旦委託した昭和株式会社鴻巣支店から中間報告的な、全部ではないけれども、出てきたものを検討委員会にいかがでしょうかということを示して、検討していただいた結果、これでいいでしょうということになって、またフィードバックされて冊子になって出てくるという解釈でいいのかどうか。それは、検討委員会はいつやろうとしているのかと。

(地域活性化特命チーム課長) いわゆる素案みたいなものができ上がり

まして、それを検討委員会というものでいろんな団体の方等からご意見をいただいて、それをフィードバックした形で計画のほうを練り上げるとい形になっておりますので、時期的なものはこれから素案、これがいつごろできてくるかというところがまだちょっと確定ではございませんけれども、工期とか、そういうものを考えますと夏ぐらいから検討委員会という形で動いていこうという今予定しております。

（竹田）ということは、平成29年の7月21日から平成31年の3月20日という……

（8日の声あり）

（竹田）8日になっていきますけれども、素案としても出されてくるのは夏までには一定程度出るということは、今もう春ですよ。夏には1回目の検討委員会を開くとなるとある程度こういうものですよというのが皆さんには私は示されているのではないかと。だから、全く答えられない内容があることそのものが、さっき言った去年の300万円の委託料、ことし668万3,000円、約1,000万円かけて仕事をしていただいているのです。だけれども、議会に答える内容が何もないようなお仕事をいただいているというふうに、私はこの間のいろいろな委員の質問を聞くとちょっとそういうふうに思ってしまうのですが、実際は皆さんとはどういう打ち合わせをしてこういうふうになっていきますということで、業者からは中間報告も何もないのですか。

（地域活性化特命チーム課長）中間報告の案という形で当然示されている部分はございますけれども、やはりその内容については我々もそれを読みながら、このところは鴻巣市として合わないのではないのとか、そういう打ち合わせの中の修正というものをまだやっているような段階でございます。

（竹田）ということは、さっきから聞くと業者任せで、では鴻巣市としてのポリシー、方向、そういうものに沿って業者は委託を受けて仕事をするわけですよ。では、鴻巣市としてのポリシー、こういうものを示した内容、業者に示した内容をこの議会で語ってください。

（地域活性化特命チーム課長）鴻巣市として示した内容という形で、具

体的なものといえますとやはり基本構想、こちらが鴻巣市として基本構想をまとめた段階で、こういったものが欲しいという形で当然示したものを土台に基本計画という形で絞り込むという形になっておりますので、一応それがもともとの土台の部分かと思えます。当然それに、ただそれを絞り込むに当たっていろいろ先進道の駅の情報等を仕入れて、それによってまた絞り込みの材料としているという状態でございます。

（竹田）最初にこういう基本構想があるよとお話ししましたと、業者の方に、その業者に話した中身を議会のこの委員会で語ってください。

（地域活性化特命チーム課長）まさに業者にお願いした段階でこの製本されております道の駅基本構想、こちらのほうが当然示されてつくってあるものでございますので、この中身が最初の段階で鴻巣市として求める道の駅の考え方ですよという形で示しておりますので、この道の駅基本構想、これが最初に、繰り返しになりますけれども、土台のベース、これを読み込んでいただいて、当然こういうものが鴻巣市としてみると鴻巣市の道の駅として求めているというところ、これを勘案していただいて、そこから基本計画という形に昇華していくというふうに話したところでございます。

（竹田）では、構成をそれで示した。では、基本計画に入れてほしいものは何かってどのように示されましたか。

（地域活性化特命チーム課長）逆に基本構想の中でそのメニューといいますか、入れてもらいたいものがかなり多かったと、メニュー立てとして項目がいろいろなものが入っておりますので、逆にそれを先進の道の駅等を調査しながら、現状に即した形で減らしていくというような作業の手順といたしましては、そういうような考え方で進めております。

（竹田）現状に即して削ったものは何ですか。

（地域活性化特命チーム課長）削ったものといえますと、市民農園等、そういったものがやはり面積的な部分、県の許可で済みます4ヘクタ以下とか、そういったことを考えますと、当然農園とか、そういったものですとちょっと面積が大きくなり過ぎて許可基準を超えてしまいますので、そういったものは当初考えておりましたけれども、フラワーガーデ

ン的なもの、そういったものは今の段階では削ったものの中に入ってくると思います。

（竹田）ということは、市民農園、フラワーガーデン的なもの4ヘクタールは削ったものだというふうにしていくと、さっきどのくらいの面積ですかと聞いたときにはっきり答えなかったけれども、一つ一つ精査して伺っていくと最終的には出るのではないですか。そうやってやったら。では、このくらいの面積で、例えば5ヘクタールでこういう道の駅にしてくださいと、当然セレクトしていったわけですから、そうするとこのくらいの面積の基本設計にしてくださいというふうになるのではないのですか。私はとても不思議なのは、それをなかなかこの委員会で話というか、お話、説明しにくいのか、したがらないのかよくわかりませんが、そこがとても不思議なの。一番は皆さんの持っている情報というのは行政財産ですよ。市民の皆さんの税金でやっている仕事なのです。それは、まだ政策過程だから、私たちはそういうことを承知で委員会の中で質問しているわけですから、ちゃんと包み隠さず、わかるところは全部委員会で話すと、説明すると、行政としての説明責任、私きのう情報公開条例の最初にそれをあえて言ったのはそういうことなのです。それをちゃんと話すべきではないのですか。そうすると、結局申しわけないのですけれども、国も森友とか加計と何か同じような状況ではないというふうに、悪いのですけれども、思ってしまうのです。ですから、先ほどの言っている基本計画の中にはどういうものを基本計画として入れたのか、昭和株式会社とはどういうものでやったのかということとをずばりお答えいただきたいと思います。

（地域活性化特命チーム課長）大きさという点では、その候補のこんなものを盛り込んでいきたいというメニューがまず絞り込みの作業が必要です。かつ、例えば仮の話、農産物直売所、1つのそういったものは必ず鴻巣市と入れたいというふうに決めたとします。その農産物直売所の大きさ、建物の大きさが100平米なのか、200平米なのか、300平米なのかと、その基準といいますか、そのセレクトの仕方というところも当然精査の内容で入ってまいります。今の現在では、そこのところ、果たして

適正な建物、その用途に対する建物の大きさですとか駐車場、そういったものの大きさというのがどの程度が適正な部分なのかというところを今業務委託の中でやっている最中なので、今現在で例えば鴻巣市が必要とする機能の部分の合計が2ヘクですとか3ヘクですという形で確定値としてまだ今検討させている段階ですので、まだ今出ていないというのが現状でございます。

(竹田)では、先ほど夏に検討委員会を開きたいということでしたから、そういう点からいうと検討委員会を開くと同時に、この議会にもちゃんと説明をするということで、当然そういうお考えが持てるかどうかと。ここだけちょっと伺っておきます。

(地域活性化特命チーム課長)当然各種団体、市民の皆さん等からご意見をいただくときに、おおむねこのぐらいのものでという、当然そういうものも示して議論いただきますので、当然その段階では例えばこういった委員会の中で想定される大きさはこの程度という形で、その段階では出ておりますというご説明は当然できると思います。

(竹田)では、続いて79ページの職員採用事務です。これは、全体に最初に職員の問題をご説明していただきましたので、それらも含めてちょっとお伺いしますけれども、臨時職員の交通費についてはよかったなというふうに思います。それは、今全国的に裁判が行われていて、臨時職員、郵政、JPの中で臨時職員といえども交通費を払わないのはいかなものかということで裁判をやって、2つの裁判で両方とも勝ったのです。臨時職員でもちゃんと交通費を払うと、手当も払うということで、一時金については判例ではオーケーにはなりませんでしたがけれども、だからそういうことも含めれば当然臨時職員の交通費について払うのはよかったけれども、遅いのかななんていうふうにちょっと思うのですけれども、では臨時職員というのは何人いらっしゃるのでしょうか。

(総務部参事兼職員課長)臨時職員について平成30年度の予算の人数といたしまして、全体で554人の賃金分が計上されています。

(竹田)わかりました。総予算で554人ですね。

(何事か声あり)

(竹田) そうですね。私今何て言った。変なこと言った。ということは、去年よりもふえているという受けとめでいいのでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) 去年の予算上が548人です。結果増加はしております。

(竹田) その中で、職員の人数が393ページで、本年度というか、平成30年637人だけれども、その後7人ふえていますと。644人でいいのですよね。

(総務部参事兼職員課長) この予算上393ページの給与費明細の一般職の表からいいますと、前年度の予算の人数が644人で、本年度、平成30年度が637人ですから、7名予算上は減っております。ただ、平成29年度の当初予算のほうは、1月の採用試験の関係もございまして700人で、一般会計、特別会計含めて700人、実際は環境資源組合の2人を除いた形になるのですか、698人ですか、で予算を組んでいたのですが、今年度、平成30年度については4月1日の職員数の見込みで予算を作成しておりまして、予算上は一般会計が前年度比較でマイナス7人、国保会計がプラス1人ということで、6人減ってはいるわけなのですけれども、職員の実数の見込みとしては4人ふえるような形となる見込みであります。

(竹田) 済みません。ちょっと計算悪くて。頭が悪いのですけれども、では何人。最終的に。4人ふえるということは、648人。

(総務部参事兼職員課長) 平成29年の4月1日は689人職員数がありまして、平成30年の4月1日の見込みが694人です。

(竹田) そうしたら、ちょっと続いて395ページの、この数字とのちょっと整合性というか、これ技術職と合わせるとこの数字との整合性はどうか。630人。

(総務部参事兼職員課長) こちらの395ページのウの級別職員数につきましては、平成30年の1月1日現在の職員数の張りつき表となっております。前ページの393ページのほうは新年度の職員数見込みの人数となっております。この給与費明細全体の中で、394ページの職員1人当たりの給与というところも区分欄が1月1日現在とかなっていますけれども、こういった1月1日現在の箇所につきましては、その時点の内容ということでございます。

(竹田) わかりました。では、基本的には1月1日現在だから、実績という受けとめでよろしいのでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) はい、そうです。

(竹田) 採用事務の問題で、採用に当たっている方は多分副市長がトップでやっていると思うのですがけれども、例えば一般職は一般職としていいのですが、専門職の方、例えば保育士とか保健師とか、そういう人たちの採用についてはいわゆる専門性が求められる、逆に専門性に見合った人なのがふさわしいのかというところで多分採用についての面接なども行うと思うのですが、それらへの配慮というのはどんなふうに行われているのでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) 専門職ということで、今保育士の例がありましたけれども、保育士の方については資格もあって保育士免許を持っている方が当然面接も見込みの方含めて参ります。ただ、適正で人物を見るに当たっては、保育士の面接に限って保育課長を面接員として委嘱しております。

以上です。

(竹田) ということは、保育課長はいわゆる保育の現場もよく承知だし、保育の資格も持っていらっしゃる方という解釈でよろしいですね。

(総務部参事兼職員課長) ほかの面接員に比較しますと、保育課ということで保育所を取りまとめている課となりますので、そういった適性があるという判断で面接員に入っております。

以上です。

(竹田) では、続いて83ページの例規審査事業の中の電子例規システム使用料とか電子例規システム更新データ委託料、これはどこからもホームページでもスマホからも見るようなあれだと思えるのですがけれども、今条例はできますけれども、規則まではオープンになっていますよね。その後要綱とか内規というのは法令上というのですか、明らかにする必要がない部分もあるかなというふうにちょっと思っているのですがけれども、案外私どももいろんな調査をしたりするときに要綱が必要だったり、例えばこの間あったのは公民館で食事してはいけませんと

いうふうに言われたのだそうです。だけれども、公民館の条例見ても規則を見ても飲食してはいけないという文言は一言も出ていないのです。だけれども、飲食はしないでくださいと。かつ、ちゃんと守れない人は今後使わせませんというふうに言われてしまったものだから、すごくびっくりして、えっ、そんなことが鴻巣であるのですかということ、それは使っていた方の友達が北本市民だったということもあってちょっと尋ねられたのですけれども、そうしたことも含めれば1点目は規則、内規をこのシステムの中に載せることができるのかということが1点目と、それから条例や規則以上に制限するものを要綱や内規で決めることができるのかということ、これをちょっと2点お答えいただきたいと思います。

(総務部副部長兼総務課長)この例規に載せているものにつきましては、委員発言のとおり、条例、規則、そのほか市の告示、例えば補助金の交付要綱ですが、市民の方に広く知らしめるものにつきましても掲載しております。そのほか市の内部の、内部といいますか、難しい、訓令というもので任命権者のほう、命令みたいなものですがけれども、そういったものも載せてございます。ただ、先ほど委員おっしゃった公民館の取り扱いとか、そういった内規みたいなものにつきましては、それは各所属で決めておると思いますので、それにつきましては例規には載せてございません。

あと、先ほどの使用の運用ですか、それにつきましては先ほども申し上げました、それぞれの所属で判断して、その施設の目的に合った形で運用を定めているのかというふうに考えております。

(竹田)基本的には、いわゆる上位法を上回るといえるか、上位法よりもいろいろ縛るものをつくってはいけないというのが物事の解釈ですよ。だから、一番上に日本国憲法があるわけだし、その憲法に従っているいろいろな法律ができるわけだから、憲法にそぐわないようなものを法律とするとすることは本来無効になるわけですよ。だから、上位法が一番上になるわけで、そういう点ではさっきの飲食してはいけないとか、規則や条例には一切ないものを市民に求める場合には、ちゃんと懇切丁寧

寧にやらなければいけないわけで、そういう点ではこのところの例規との関係でできるのか、ちょっと思うのです。

（総務部副部長兼総務課長）私、公民館条例と具体的にちょっと今手元にありませんので、何とも言えませんが、大体例規というか、法律についてもその他何か特別に認めるではないですけれども、そういった部分もありますので、その他管理者が必要と認めた場合だめとか、そういった規定のそういう仕方もありますので、そういった中でやっているのかなというふうに考えております。

（竹田）では、続けて95ページの中央公民館エリア再編研究事業の、先ほど坂本委員が伺って、あくまで研究なのですよね。何をこの事業をすることによって市は求めようとしているのかということがよくわからなくて聞くのです。それで、そのために8万7,000円新年度でお金を費やす、かつこれは単年度だけで済む事業なのかどうか、ちょっとお伺いしておきます。

（企画部参事兼総合政策課長）中央公民館エリアを再編成する場合、たまたま中央公民館エリアに公共施設が集約している地域であるわけですので、中央公民館を改築するとかいうことではなくて、公共施設管理計画のもと、今後18.6%の床面積を削減するという目標の中で、床面積を減らす手法の一つとしてどういう取り組みの仕方があるのかという、我々にとっても勉強の一つになるかと思えます。市民の皆さんワークショップを開いて、その意見をどう取りまとめるとか、そういう部分として中央公民館を直ちに建てかえるとか、そういうことではなくて、公共施設のあり方についての勉強を我々も一緒にしていきたいということで取り組んでいる部分が一つあります。

それと、予算については、今回はワークショップにかかる費用ですので、また来年度ははっきり言えばわからないのですが、今のところ予定はございません。予算の部分です。

（竹田）ということは、人間の意識って不思議なもので、中央公民館エリアの再編研究事業だけでも、どうもやりそうだとすると人間の意識ってそういうふうに動いていくのです。ことしの8万7,000円のワークシ

ヨップに係る事業ですけれども、いわゆる前橋工科大学だけではなくてほかの大学の先生もかかわっていると。国の補助事業としてやりたいということになれば、単年度では済まないですよ。では、何というふうにやっていくとなくなっていくと、本当に小さな、ちょっと石を投げたつもりがわんわん、わんわん、わんわん、わんわんと大きく広がって……

(何事か声あり)

(竹田) 波紋が広がっていく可能性がある事業に私はなっていくなというふうにはちょっと思うのです。では、本当に先ほど言った中央公民館も新年度予算の中では2階の勤労青少年ホームのところのトイレの改修とかというふうにも予算がされているわけで、しかも公民館だけではなくて、先ほど小中学校の適正規模、適正配置の問題も言われているということは、まさに今後大きく波及していく事業になるのではないかという懸念があるのですが、その懸念は間違っていますか、間違っていないか。私の認識がいいか悪いかだけお答えください。

(企画部参事兼総合政策課長) ワークショップとか開いて、そういう懸念が生じる可能性はあると思います。ただ、そこは丁寧にワークショップに参加される方、また市民の皆さんにそこは丁寧にそういうことではない、改築を直ちにするというところではないというところは説明していきたいと思います。

(竹田) わかった。直ちにだよ。ちょっとさっきの直ちという認識は何年のスタンスで言っておられますか。その直ちという言葉。今後あり得るということ。

(企画部参事兼総合政策課長) 先ほど企画部長が申し上げたとおり、本市の今後の予算の状況とか、それに絡めてほかの事業がどのくらいの事業が出てくるか、そういうところも総合的に勘案した中で、今後どういうふうに進めていくかというところを一つの検討を、この課題がありますよというところを見出していくものですので、今すぐ何年後、5年後ですとか10年後ですとかという具体的な数値は申し上げられません。

(竹田) 1つだけちょっと最後確認します。

これは、基本的には公共施設等総合管理計画の中で示された40年後、全

体の中ではどうしていくかというものの中で検討されている事業だということでもいいのか。まず、それが1点目。この再編事業も含めて。それともう一つ、今どこでも公共施設等総合管理計画というのを示されているのです。みんな面積で出しているのです。鴻巣も立てましたけれども、上尾も同じ。パターンがみんな決まっていて、一番違うのは何%を削減するかというだけの問題なのです。だから、そこに見たときに住民にとっての視点が非常に欠けているねというふうに私たちもちょっと勉強会やったときにこういうパーセントで出すというのは住民の視点、生活の視点にとってもっともっと違った角度から接近する必要があるのではないかというふうに私たちは指摘されてきたのです。そういう点からいうと、公共施設等総合管理計画の中での一つのものだと。だから、最終的には40年後、10年、20年、30年、40年後にはこういう部分も含めた検討の道だという認識でいいかどうかだけ確認します。

（企画部参事兼総合政策課長）公共施設等総合管理計画の目標が40年後の18.6%、もちろんそれに目指したものではありませんけれども、あくまでもこれは研究事業の一つで、例えば鴻巣市の中でほかのエリアでそういう再編とかが可能であれば、そういう手法の一つとして今回研究したものが使えるのであれば、その手法を取り入れればいいことですし、また新たにそうではなくて違う手法が、時代に沿った手法があれば、それに沿った手法で進めればいいのかというところの研究の一つです。ただ、先ほどこれも部長が申し上げましたが、前橋工科大学との研究というのは、この中央公民館エリアだけではなくて、将来にわたるインフラ等の長寿命化計画だとか個別施設計画だとか、そういうほかの計画も含めた中でその一つが中央公民館エリアの、今前に出てしまっていますけれども、という部分になります。

以上です。

（竹田）続いて、101ページ、映画館管理運営事業と市民活動センター管理運営事業です。

それで、1つお尋ねをしたいのは、施設修繕料というのは映画館で出ています100万円、これはどこの施設を修繕されるのでしょうか。

(自治文化課副参事) 緊急、突発の修繕ということで、主に空調機等が比較的、おおむね8年経過しておりますので、修繕費等100万円の予算を、前年50万円から100万円に増額したところです。

(竹田) 映画館は、映画館が壊れて7年、始まって5年たって、また5年の契約をするわけですが、そんなに早く傷むものなのですか。

(自治文化課副参事) 電気設備等につきましては、耐用年数がおおむね5年程度のものがどうしても多いものですから、徐々にこれから故障等が出てくるということは昨年のビデオのいわゆるモニターの部分ですとか、そういったものでも徐々に出てきております。以上です。

(竹田) その次の再開発ビル管理費負担金が前年度2,545万1,000円だったのに、2,846万8,000円にふえているのですね。約240万円もふえるのですか。何でそんなにエリアも変わらないのにふえるのでしょうか。

(自治文化課副参事) ビルの管理費負担金につきましては、昨年度は中長期的な修繕計画というものを立てました。次年度におきましては、北側の雨漏りというところで、いわゆるシールの劣化によりまして水が浸透してくるものですから、その修繕、北側の壁面を修繕するというところで、およそこれが700万円から800万円くらい見込まれていますので、その修繕費、いわゆる当然映画館に限らず図書館、それぞれ負担ございますけれども、その負担割合に応じて負担金のほう上がっているという現状になっております。

(竹田) 去年、今北側とおっしゃいましたよね。北側ということは、去年東側を直したのですよね。私、雨漏りがありますということで、台風の後かな、バケツが置いてあったということで示して、それで約1,000万円補正予算組んでやっていただいて、また北側も雨漏りするのですか。確認します。

(自治文化課副参事) 東側につきましては、おとし修繕やりまして、昨年については全体的な、おおむね8年ビル自体が経過していますので、修繕計画も含めて今年度調査をしたところです。そういった中で、台風等がありまして、当然風向きが向きによって当然前回確認したときに東

側がエスカレーター一部分で水漏れが確認されたりというところで、当然東側の修繕だったのですけれども、台風の風向き等の影響で北側のほうの雨漏りが確認されたということで、ことしに入りましてその辺が改めて確認されましたので、このたび次年度で、いわゆる30年度での修繕するというのに、北側を実施するということになりました。

（竹田）ちょっと雨漏りでびっくり、これで4回目ですよ。あそこの建物ね。最初地震があって、上から水漏れしてしまっただめで、2回目がエスカレーターのところから雨が降って駐車場、雨漏りして、雨漏りなのか、水漏れしてだめで、今度は東側がだめで、今度北側ということでは、本当にとっても不思議なビルだなというふうに思うのですけれども、どうして雨漏りしているというのがわかったのですか。水漏れというか、修繕が必要だというのは。

（自治文化課副参事）我々のほうも現地のほうを工事課の職員も含めまして調査しまして、やっぱりシールの劣化で大分亀裂等が入っております。それとやっぱり塗料、塗装の部分の剥がれと、それからクラック等が若干やっぱり目立ちまして、そこからちょっと特定、いわゆるどこから水が浸入してくるかという特定までは当然できないのですけれども、いわゆるシールの劣化等による、これは修繕が必要だということで、工事課のほうにやったほうがいだろうという指導も仰ぎながら決定したところでございます。

（竹田）雨漏りは、瑕疵期間というか、瑕疵担保期間ありますよね。10年という期間があるのですけれども、それは対応というか、瑕疵担保期間の採用にはならないのですか。

（自治文化課副参事）そちらにつきましても担当部署と、それから元請の企業等にも確認をとりましたけれども、震災等を挟む場合についての10年というのはよほどの瑕疵がない限りは保証にはならないということの確認をしておるところです。

（竹田）決めてしまったからあれですけれども、そもそも一番新しいビルが一番壊れたのですよね、あそこのビルは。2011年の震災で一番新しいビルが一番壊れて、その前になぜかといったら中央図書館の耐震性が

ないので困るので、向こうに中央図書館を移しますとやってやった途端に雨漏りで図書館がだめになって、もっと耐震性がないと言われていた図書館が一番もったという例もあるので、それは今度皆さんが交渉できるとは思いませんけれども、全く100%、ではこっちでもつかというわけでも私はないと思うのです。建設だって一番新しいのに壊れているというのは本来普通の感覚では考えられないわけで、どうなのですか。その再度交渉できるという見通しってあるのでしょうか。

（自治文化課副参事）ビルの管理費という部分で、市が全部全額払うということではございません。あくまで当然負担を専有の、いわゆる持ち分にあわせて負担の割合が決まっていますので、当然エルミこうのすのほうに負担のほうも入ってくるということになりますので、これにつきましては担当部署ともう一度確認をさせていただきますけれども、これまでの前回の東側のいわゆる壁面修理におきましても、これは該当にならないということで確認をしておりますので、北側においても難しいというのははっきりしているかと思えます。

（竹田）ということは、質問101ページの同じく市民活動センター管理運営委託料が再開発ビル管理費負担金1,147万4,000円だったものが平成30年には1,283万4,000円と、約140万円ふえていますよね。これは、基本的には同じ考え方だということよろしいのでしょうか。

（自治文化課副参事）はい、同様でございます。

（竹田）ということは、負担割合に沿ってと言いましたけれども、700万円の工事費がかかるうち、もう早速140万円と300万円、440万円分はもうしっかりと負担しているわけで、そういう点ではちょっといかなものかと思えますので、交渉していただきたいということをお願いしておきます。

あと、139ページの市長選挙の19節の負担金、補助金及び交付金ですが、市長選挙というのは基本的にはマニフェスト、この選挙運動用ビラ公営費負担金とか、ポスターとかそういうのはあれですけども、マニフェストについても基本的には公費負担だというふうなことでいいのかどうか確認したいと思いま

す。

(総務部副部長兼総務課長) マニフェストということにつきましては、候補者個人が出すものと考えております。

(竹田) ということは、選挙運動用ビラ公営費負担金というのは、ビラというのはどういうものを意味しているのでしょうか。これをマニフェストと私ちょっと思ったのですけれども。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後3時46分)

◇

(開議 午後3時59分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(総務部副部長兼総務課長) お時間いただきありがとうございました。選挙運動用のビラに関しましては、1人当たり1万6,000枚公費で負担しまして、サイズにつきましてはA4サイズまでとなっております。記載内容につきましては、俗に言うマニフェストとか選挙公約とか、自由となっております以上でございます。

(竹田) はい、わかりました。

では最後、川里フェスティバルで200万円、減らさないように頑張っていますというふうにおっしゃっていただいたのですが、去年の予算の中ではクリーニング代が4万円計上されたのですよね。新年度予算の中にはないのですが、このクリーニング代に関してはどのように議論されて計上されなかったのか伺います。

(企画部長兼川里支所長) 多分クリーニング代の話はこの間の反省会でもちょっと出ていたのですけれども、1回着てすぐまたクリーニング出すともったいないだろうという話もあって、一部着る方を限定しようかという話で内部の中で議論していたようです。ですので、そこら辺はあるかと。ただ、中学生とかそこら辺で着られていた方もいましたので、そこら辺はどういう形で、全部やめてしまうというわけではないとは思

っていますけれども、毎年やらなくてはならないのか、天気の次第によっても汚れたりぐあいも違って来るかと思いますので、その点もう一度戻って、来年、31年度予算ですか、どうなのかというのは確認をさせて、要求は必要であればするような形では指示は出したいと思えます。ただ、結果的にそれが予算に反映するかどうかは保証できませんけれども。以上です。

（中野） それでは、時間がたっているの、大分皆さんやったので、ダブって、附箋全部外しましたので、いきます。

最初に、393ページの職員手当の内訳の中で、時間外勤務手当について今年度1億1,488万9,000円ということで、前年度比1,463万1,000円、この中のなぜふえたかの説明の中に市長選があると、そのために市長選でかかるということで、その金額を見ると1,257万3,000円なのです。市長選に時間外として計上しているのは。ふえるのが1,463万1,000円ですから、その差204万8,000円というのはふえるので、市長選を除いてもふえる。ということは、これはそれぞれ基本給が曲がりなりにも上がった上で、時間外単価がそれぞれ上がってきているということによる増なのか、あるいはほかに増の要因があるのか、この点について伺っていきます。

（総務部参事兼職員課長） こちらの時間外勤務手当1,463万1,000円の増額の内訳ですが、先ほどの市長選の時間外勤務手当1,257万3,000円、そのほかに県議選の時間外勤務手当が196万2,000円、これが135ページの県議選196万2,000円、それと139ページの笠原土地改良区総代総選挙における時間外勤務手当が8万4,000円、それと141ページの一番下の基幹統計事業における時間外勤務手当が27万円ということで、この県議、市長、笠原土地改良区総代選挙の3つの選挙と基幹統計を合わせた増額分として、このトータルが1,488万9,000円、1億円から出た分になりまして、前年度の25万8,000円、1億円を超えた25万8,000円というのがこの基幹統計の分です。この1億円を出た、今年度は1億円を出ている分が1,488万9,000円ありまして、前年度が25万8,000円あります。その差が1,463万1,000円ということで、先ほど説明しました県議、市長、笠原土地改良区総代選挙、基幹統計は1,488万9,000円であります。

以上です。

(中野)今聞いていると、そうするとこれは少なくとも平成30年度は29年度に比べて通常の時間外ということになれば減っているというふうに理解できるのですよね。まず、それ間違いないですね。

(総務部参事兼職員課長) 1月までの状況ですと、対前年度比は金額、時間数ともに減っております。

(中野) 議会の中も、あるいは特に時間外手当とか、それからその下の特殊勤務手当についてはよく意見が出るわけなのです。そういう点で減っているというのはいいい傾向だと私は思うのですが、ところで職員課長、知っていますか、これ。サービス残業の実態ってどのぐらいつかんでいます。というのは、ノー残業デーがあるでしょう。そうすると、スピーカーで皆さん、きょうはノー残業デー、早く帰りましょう、たまたま翌日祭日だったというところ、出てきてやっているのだ、実態問題として。職員からそういう苦情来ています、私のところへ。そういうのからすると、時間外減らせというのは実態そうなのだけれども、一方ではそういう減らすためのサービス残業がふえているという実態をどのぐらい職員課長つかんでいますか。

(総務部参事兼職員課長) 時間外勤務手当につきましても、総合事務システムですか、そちらで申請をして残業した職員が申請をして、所属長が承認した結果が時間外の勤務手当ということで承認されてきております。その時間外の時間数と退勤時刻の差が若干ある方という場合もあります。そういったところは職員課のほうでも確認をしたりはしております。また、中野委員がおっしゃった休日ですか、の出勤状況については、出勤している職員がいる、ゼロだということは毛頭考えておりませんで、出勤しているということも確認はすることはありますが、ただそれが振りかえなのか、時間外が出ているかいないかというところは承知しておりません。

(中野) やはり時間外減らすことは大事なのですけれども、それが実際労働しているのにサービス残業で申請しにくいとか、それからもう一つは今言った祭日出てきてもこれサービスでしてしまうなんていうことは

やっぱり私はあってはならないことだと思っています。やっぱり労働力の対価ですから、賃金は。だから、そういう点からすればやったことについてはやっぱり賃金を支払う。そういうことが大事なので、職員課長としてその辺のことについてやっぱりさっき言った休日出た、それを振りかえなのかどうかという、そこは担当の長と、やっぱりきちっととりなり何なりして、そういうサービス残業なり、あるいは休日出勤のサービスなどはなくすということに、特にこれは職員課長と他の所管の長との間できちっと指示していかないと、働いている者がたまらないです。だから、そういうようなことを今後徹底してほしいということで申し上げておきます。

それから次、時間がないんで、たったかいきます。89ページです。ここは単純に聞きたいので、教えてもらえばいいのですが、89ページに本庁舎維持管理事業の中で駐車場等整備工事って747万円か、が上がっているのですが、これは……違う。ごめんなさい。駐車場整備は151万円か。

(何事か声あり)

(中野) 747万円だよ。これは、整備内容は何なのですか。

(財政課長) 市役所の入り口からちょうど銀行のATMが左側にあるかと思いますが、そちらの舗装が大分傷んでいるということで、その舗装の打ちかえのほうを計画しております。

(中野) わかりました。ただ、そのときに、予算化していないのだけれども、大分駐車場で整備するところはいいのでしょうけれども、白線が消えかかっているのがあって、特に今の車はほとんどがバックモニターがついているものですから、そのバックモニターを頼りに下がってきますので、白線が薄いと見づらいので、それについては今後やっぱり補正するなり何なりするなり、そういう対応をやっぱりとるべきだと思うのですが、その点について伺っておきます。それでここは終わります。

(財政課長) 駐車場の事故につきましては、やはり防止するという観点で、流用なり必要な予算を措置しまして対応のほうはしていきたいと思っております。

(中野) 次に、101ページ、ここでまずお聞きしたいのは、文化センター

管理運営事業で幾つか質問は出ていました。そういう中で、人件費6,000万円という報告だけ私、2億400万円の中で人件費6,000万円と聞きましたけれども、施設管理公社は何人おられるのですか。人件費6,000万円ということですと。

(自治文化課副参事)先ほどの収支のほうの用意できましたので、まずちょっとこちらを配らせていただいでよろしいでしょうか。

(資料配付)

(自治文化課副参事)先ほど坂本さんのほうからのご質問につきまして、収支表がこちらのほうになります。こちらにつきましては、文化センターの指定管理料2億400万円でございますが、文化センターを1年度管理運営するために必要な経費のうち不足する額を指定管理料として算出しております。経費の中につきましては、文化振興事業費支出、講演等の委託料や報償費、文化センター管理事業費支出として人件費、光熱費、施設管理委託料など、そういったものございました。

(中野)この人件費の中の、くくって人件費と言いますけれども、臨時雇用の賃金もあれば、それから要はこの施設管理公社のプロパー社員もいると思うのです。この辺の施設管理公社のプロパー社員が何名いるかというのは、ちょっと人数これではわからないので。何人おられるのですか。

(自治文化課副参事)まず、職員なのですけれども、21名、うち嘱託が2人、それから正職が6人、臨職が13人というふうになっております。

(中野)少なくとも私、施設管理公社を見ているとあれだけの人数が必要なかどうかと非常に疑問に感じるのです。というのは、私内容よくわかっていませんけれども、あそこの施設管理公社へ行くと受付がこうあって、それを見たときに業務内容を見たときに、あれだけの人数が本当に必要なかどうかという、私は非常に疑問を感じている。そう考えたときに、やっぱり大変大きな指定管理料を払っているわけですから、その施設管理公社に対してもやっぱりそういう経営の効率化というか、合理化という用語弊あるから、効率化、こういうものを図ることによってやっぱり指定管理料を減らしていくということが大事だと思うのです

が、そして施設管理公社に対して担当としてそういう指導をこれまで行ったことがあるのかどうか伺っていきます。

（自治文化課長）ご承知のとおり鴻巣市施設管理公社、鴻巣市の出資団体という形での組織になっております。当然のことながら、この出資団体につきましては評議員会、それから理事会、これで公益財団法人として成り立っております。その評議員会のほうにつきましては、当方の市の職員等についても評議員の中に入れておまして、この予算を決めたりですとか、そういった権限を有する評議員会のメンバーになっております。その中でも最適な経費で効果を上げれるような形での内容というものは評議員会のたびに申し上げていただいているというふうに認識しております。

（中野）わかりました。

次に、同じページですが、これ先ほどの答弁聞いて非常に私、竹田委員の答弁聞いていて非常に奇異に感じたのだけれども、ここの施設修繕料、空調機100万円。昨年50万円。ということは、今度の契約で100万円以上のやつは市が負担する。去年は、50万円以上は市が負担する。つまり市が負担するという金額に合わせているということは、これ一目瞭然でしょう。去年は50万円でしたと、この施設修繕費が。その工事のあれも50万円以上ですと。今回100万円以上になったと。鴻巣市ではこの修繕費は今度100万円になった。これは、ちょっと私は聞いていて、何だ、これ合わせるのではないかと。これは、確かに施設管理する場所によってこの金額違ってきます。だから、総合体育館だったら幾らと。たまたまここの今言った文化センターについては50万円が100万円だと。それに合わせているのではないかというふうに思うのですが、そういう理解で間違いありませんか。

（自治文化課副参事）まず、去年の修繕費の関係なのですけれども、1件50万円を下回るものについてはシネマの映画館でということになりました。その修繕料の上限額を200万円ということで設定しております。今度新たに契約を結ぶ、今準備を進めているところなのですけれども、ここの修繕料につきましては、現在200万円から100万円に上限下げる予定

です。それに伴いまして、当然50万円を超えてくる修繕費が空調等が見込まれるやっぱり年代に入ってきていますので、修繕費を50万円から100万円に上げたという状況になっております。

(中野) 非常になぜかわかりづらいのは、例えば去年までは50万円、市がそれ1件につきと今言ったでしょう。例えば修繕が5件もあれば250万円かかりますよね。この250万円、例えばそれが1件で50万円以下だったら指定管理者持ち、2件、3件やると今度は当然超えますよね、50万円を。全部市が持つのですか。今回も100万円というのはなぜ100万円になったかという、言ってみればそんなの集計、施設修繕費が100万円かかりそうだと、平成30年度は、だからここを定額で100万円にしたのだというふうに今聞こえたのだけれども、そうではないのですか。

(自治文化課副参事) 今年度100万円というものにつきましては、空調の修繕が予想されるということで、空調そのもので100万円出るという、あくまでも現段階で確定しているわけではございません。ただ、ことし、いわゆる29年度の状況を見ますと、空調の部分的な修繕が大分出てきておりますので、大きな修繕が必要になる可能性がちょっと高いのかなというところで、金額のほうも50万円から100万円のほうに上げさせていただいています。

(中野) それは、多いから150万円、100万円でもいいのです。私が言っているのは契約。契約が去年までは50万円だったのがことしは100万円以上市が持つという。上げたわけでしょう、物すごく額が。そういう答弁だった、さっき。ということは、余りにも指定管理を優遇し過ぎるのだよ、それ。そうだとすれば。そうなのだよ。だから、その後づけみたいになるから、その辺はどうなのですかと実態聞いているわけ。そんなのだったら、例えば49万円だったらこれ指定管理者が持つのだよ。それを5件やれば、確かに40万円が5件やれば200万円になるから、どういうやり方か知りません。つまり200万円になったから、50万円を控除して150万円支払うのか、これとは全部200万円払うのか、その払い方によるよね。要するに今言ったように指定管理者を優遇するというような前提に立ってやっていませんかという意味なのだ、質問は。

(自治文化課副参事) 我々のほうの説明がたなくて申しわけございません。まず、昨年度なのですけれども、50万円を超える修繕について市が行う、それで50万円を下回って、かつ200万円を上限とするというのが昨年のこれまでの指定管理の基本協定の中で決まった修繕になっています。ですので、今まではそれに対応していたのですけれども、新たな基本協定におきましては100万円を上限とするということになっておりますので、当然100万円を超えてくる事業も出てくると思うのですけれども、ただこれ確定しているわけではないので、あくまで最低限100万円の事業費はどうしても必要だということで今回50万円から100万円に上げさせていただいたというところでございます。

(その説明ねの声あり)

(自治文化課副参事) はい、済ません。

(中野) さっき聞いたのと違ったような気がするのだけれども、それはそれでいいです。

それともう一つ、このページで先ほど来出たように市民活動センターの管理運営事業というのが、今回ことしから市民活動センターが指定管理になったので、当然指定管理の中にも市民活動センターの管理運営事業1,136万2,000円、映画館のほうは5,579万6,000円が計上されていますが、これは先ほど言ったやつだと面積比でこの負担割合が出てくるというふうに私は聞き取ったのですけれども、間違いはないですか。

(自治文化課長) 再開発ビル管理費負担金ということでよろしいでしょうか。

(中野) そうです。

(自治文化課長) こちらにつきましては、所要面積案分で計算を行っております。全体共用部分の面積案分、それから一部供用部分の面積案分で単年度で精算を行っているという状況でございます。

(中野) ちょっと私先ほど数字訂正しますが、再開発ビル管理費負担金として映画館のほうは2,846万8,000円、それから市民活動センターのほうについては、これは1,283万4,000円というのと、それ間違えました。見るところ間違えたので、申しわけありませんが、これは市が負担しなけ

ればならないものなのですか。つまり私が言いたいのは、指定管理者が本来払うべきものではないかと、性格的に言って。むしろこれだったら私は、性格として指定管理料に入れるならまだわかるよ。しかし、これを取り出してこれまで市が負担するということになると、これも私は指定管理の優遇だというふうにとれなくはないのですが、本来これ市が負担しなければいけないものなのですか。

（自治文化課長）本市におきましては、先ほど別の関係でご答弁申し上げたところなのですけれども、本体、建物の躯体であるとか、あるいは大きな設備、こういったものについては毎年の指定管理料の増減が大きく出てくる部分がある中で、特にこういったもの、こちらの建物につきましては市と、それからエルミのグンゼさんですか、そちらのほうとの共有物件という形になっておりますので、管理組合がありまして、その中で鴻巣市とグンゼさんのほうで負担金を出し合ってビルを管理するという形になっておりまして、当然市町村によっては指定管理料に入っているところもあるかもしれませんが、鴻巣市におきましては建物の躯体にかかわるもの、それから設備の大きなものの修繕とかにかかわるもの、こういったものは毎年の指定管理料の中に含めるべきではないという見解で、市が別個一般会計で負担金を持っているものでございます。こちらにつきましては、図書館も駐車場も同様でございます。

（中野）市が本来負担しなければならないのは、あのビル、1階は中央図書館で市が買いました。3階が市民活動センターで買いました。4階も市が買いました。そうすると、市が持っていないのは2階部分、アスリエだとか、それからサイゼリアが入っている。この部分は、恐らく今でも持っているところはエルミが持っているのかよくわかりませんが、すると市が負担すべきなのは1階部分と3階部分と4階部分、この部分は市が負担すると。だから、一般会計であの映画館も市民活動センター3階、4階も今言ったように再開発ビル管理費負担金は市が持つのです。今言ったグンゼが持つのは、では逆に言えば2階部分なのですか。お聞きします。

（自治文化課長）最初からちょっと割合をお話しすれば一番わかりやす

かったのかなと思って、申しわけございません。全体共用部分について申し上げますと、先ほどの店舗、2階部分の店舗につきましては25.7520%、1階から申し上げますと図書館が7.5257%、駐車場が15.0491%、それから市民活動センターが16.0562%でございます。映画館につきましては、4階、5階という部分になりますので、35.6170%という形での面積案分を行っております。所要額、管理会のほうで必要となる金額の割合を、全体共用部分につきましてはこれを掛けて算出を行っているところでございます。

(中野) 今細かい数字出ましたけれども、概略でいうと店舗部分が25から26ぐらい、残りは全部市だということですよ、今の出たやつは。その分を結局指定管理者に支払わせるのではなくて、市が負担しているというのが実態だということですね。実態はね。これは、だからやっぱり少なくとも指定管理者に持たせるような性格のものではないのですか。やっぱり市が持たなければいけないのですか。

(自治文化課長) 他の例でちょっとお話をさせていただきますと、例えば体育館等の改修の費用、屋根を直す、外壁を直すものについて、指定管理料に含めてお支払いをするほうがいいのか、それともそこを管理しているのは、体育館なんかは市の全部所有ですのであれですけども、市が一般会計で払うほうがいいのかというようなお話になるかと思えます。そういう関係の中で、当然躯体の整備等を行う費用については指定管理料ではなくて一般会計で市の資産として持っている公の施設ですので、お支払いをするのがいいと考えております。

(中野) 時間がないので、終わりにします。

109ページ、先ほどストレスチェックの話が出ました。これは、平成27年12月1日に改正労働安全衛生法が施行されたのです。それによって常時50人以上の労働者というか、働く雇用についてストレスチェックが義務化されたのです。だから、2年前からここも入っているわけでしょう、ストレスチェック。

そこでお聞きしたいのは、先ほどストレスチェックで病欠者が例えば長期30日以上病気長欠が16人、うち4名が精神面だというようなことが

ありましたし、あるいはストレスチェックの結果、医師との相談者数が15人あったとかというような答弁がございました。私が聞きたいのは、このストレスチェック、受診率どのぐらいですか。

（総務部参事兼職員課長）ストレスチェックの受診率ですが、平成29年度が96.7%です。

（中野）96.7%という意味では、かなり高い割合で受診をされているという点ではいいと思いますが、この受診結果を踏まえて、市はどのようなアフターケアをしているのですか。

（総務部参事兼職員課長）その受診者の中から、これ機械的にその数値によって高ストレス者というのが判定されるわけです。その高ストレス者の方全員に精神科医等の面談を希望するかしないかという希望を聴取して、希望のある方というのが今年度15名いらっしゃいました。15名の面談者については、その高ストレスの要因が業務に関連の疑われるものですとか、そうでないもの等を医師が面接の中で判断しまして、報告書が上がってまいります。その中で、業務の関連が疑われる者については、職員課のほうで所属長にその旨説明をさせていただいて対応をお願いすると。その中でも、配置がえ等の必要があると思われる者については、そういった対処についても検討をしております。ちなみに、昨年度は8名面接指導をした方がいらっしゃいまして、その中のストレスの要因というのが業務に関連があるという方については配置がえ等で対応した実績がございます。

以上です。

（中野）大変重要なことで、今肉体的な病というのは、これはどこでもみんな労働安全衛生法で身体検査、年1回必ず雇用主はやらなければいけないわけだけれども、特にストレス、精神面での心の健康ということではいえば、まだまだおくられているのです。だから、2年前の平成27年にストレスチェックが改正労働法で入ってきたわけだけれども、大切なのは受診結果を踏まえて、やはり担当部署が、要するにこれはもう職員課だと、人を扱うところですから、職員課がやっぱり大事な結果を踏まえて、やはり先ほど言いましたように配置がえが出たと。いいのだけれど

も、これ面談した先生と個人が、その先生と職員課との懇談、面談後のいわばアフターサービスではないけれども、それについてはちゃんとやっているのですか。精神科医と職員課とで。個人が面接した中で、その後その先生と相談して、どうでしたという先生の所感等を含めて、その上でなおかつ職員課が最善の策をとる必要があると思うのですけれども、その辺先生との面談は職員課やっているのでしょうか。

（総務部参事兼職員課長）今ストレスチェック制度が入りまして2回目ということになります。1回目については、8名の方いらっしゃって、職員課のほうで対処させていただきました。その所見の中には継続して面談が必要かどうかというような所見もありまして、その必要なく対応させていただいたところですので、現在は医師と職員課との話、協議といえますか、そういったのは行っておりません。書面の報告をいただいて、その対応を図ったというところまででございます。今後継続して面談が必要だといった方が出て、そういった配置がえ等の対応でも対応することができないようなケースが出てくるかと思うのですけれども、そういったケースについてやはり医師と職員課と面談をして対応策というのも協議し、またそのストレスチェックの面談の医師とは別に、産業医のほうもおりますので、そういった産業医にも相談をして対応していきたいというふうには考えております。

（中野）産業医というのは、大体精神科医はほとんどいないのだよね。内科関係が多いのです。そういう精神的なものになると、やっぱり産業医というのはある意味、失礼だけれども、専門ではない。だから、そういう点でいうとやっぱり精神科医という、そういう専門分野の人とのほうが大事だと。特に今答弁の中で精神科医と話したことないというけれども、結果を踏まえて個人面談をした人はまだいいのだ。個人面談して。ところが、個人面談しない人だって中にはいるのだ。だけれども、中にはよっては結果表によっても個人面談絶対必要だという人だっているはずなのだ。そういうのはやっぱり職員課と先生とまず話さなければ、結果を踏まえて。この人についてはこういう対応、この人はこういう対応必要だというまず専門、精神科医と職員課と終わった後、結果踏まえて必

ずどういう対応をとったらいいか、市役所として、ということが大事で、個人で面談する人はまだいいや。本当に心配で来てくれているのだから。そういう人たちのフォローというのは、職員課がどうしても面談やらない人、だけれども面談が必要な人というのはやっぱり市がフォローしないといけないと思うので、その辺についてこれからやっぱり先生、専門の精神科医と職員課のそうした結果を踏まえた今後の対応策について、やる気があるかどうかだけ伺っておきます。

（総務部参事兼職員課長）職員課としても、面談を行った方というのはある意味ご本人から出てきてくれた方となりますので、子どもの虐待のケースではないですけれども、表に出てきていない部分、高ストレスの判定を受けた中の方についても、ストレスチェック制度の中で職員課としてできる対応は考えてまいりたいとは思いますが。それと所属長ヒアリング等でもお話をしているところなのですが、まずは所属長さんのほうと一緒に机を並べている職員のふだんの仕事ぶりですとか、体調の変化に気づいてほしいというようなことも話をさせていただいておりますので、全庁職員が一丸となってそういった病気休暇、休職者を出さないように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

（中野）では、最後になります。時間がないので、あれです。265ページ、これ坂本委員さん、竹田委員さんもそれぞれやってきましたけれども、やはり私わからないのは、基本構想はもう既にできていて、これ今29年、30年度2カ年でここにあるように基本計画策定ですよ。少なくとも去年はたしか300万円だったかな、ことし658万3,000円、そういう中で、その後やることとして管理運営計画というのが31年でやるというのが課長から答弁あったよね。この管理運営計画というのは私初めて聞く言葉で、少なくとも基本計画、そしてその次には実施計画に行くとは私は思っていたのです。その間に何か管理運営計画というのはこれどういうことをやるのですか。

（地域活性化特命チーム課長）管理運営計画というものが、基本計画の中でも当然管理はどうしましょうという部分は当然入ってくるわけでは

ございますけれども、要は道の駅をつくるに当たってやはりどういうふうに運営して、どういうふうにやっていこうという部分がやはり大事でございますので、施設面ではなく、要はどうやって管理しながら、どちらかという管理というよりも運営のほうを道の駅をしていこうかという部分はやはり別建てで、きちっとやったほうが良いという形でそちらのほうを基本計画後に管理運営計画というものをやっていこうというふうに考えております。

(中野) 大体この当初計画、これ一体型だよ。道の駅はね。一体型だと、やっぱりおのずから市がやらなければいけないこと、それから国交省がやらなければいけないことがあるわけだけれども、当然運営なんていうのは国交省でやる部分だと、それからあと市でやらなければいけない部分あるでしょう。例えば駐車場なんかこれ国交省がつくってあるのだけれども、ではこの運営どうするのだろうと。それを管理運営する分には当然国交省との事前の話し合いがなければできないではない。そういうのを31年度にやろうというのですか。

(地域活性化特命チーム課長) どちらかという、国交省が入るのは管理、施設管理という意味合いの管理のほうになるかと思えます。運営はやはり道の駅の部分のどうやって農産物とか、そういったお話のほうになりますので、管理運営計画で当然両方入ってまいりますけれども、中野委員さんおっしゃる国交省の部分とかは管理計画をどういうふうにしようかという部分はやはり国交省という、相手と協議するということにはなります。

(中野) そうすると、そういうものを先にやったら、では実施計画がどうするの。だって、どういう施設をどのようにどう配置していくということが決まらない限り運営なんかできないでしょう。運営計画をすることは、こういう施設とこういう施設、こういう施設を配置することによってわかって初めて、ではその施設の運営をどうするかということになるのであって、だから私はそういう意味では管理運営計画よりむしろ基本設計が、基本計画が終わったらその次は私、実施設計ぐらいに入ってくるかと思ったの。ちょっと逆ではないかという気がするのだ。

私の考え間違いですか。

（地域活性化特命チーム課長）おっしゃるとおりその配置という部分で動線ですとかいろいろな部分が見えてくる、当然それについての管理はどうするのだとかという部分が出てくるというのは当然のことだと思いますけれども、今現在の流れでいきますと、とりあえずは道の駅として、機能の部分というのがまず確定して、要はその後に実施設計は当然それも最終的には設計はしなければいけない部分ではございますけれども、今の段ではまずは細かい管理という部分よりも運営の部分、こちらのほうを先に進めたいなという形で管理運営計画というのを間に入れるという形になります。

（中野）では、最後になりますけれども、私、地域活性化特命チームはこれまで手がけてきたコウノトリ、それから今言った道の駅、総合病院、これはやっぱり鴻巣市にとってこれからの大きな課題だと思っているのです。ところが、先ほど坂本委員も言いましたように、実際聞いてもなかなか言わない。これは財務省と同じだよ。そういう意味では、ルーチンだとかふだんやっていることについてそれはあれだけども、やっぱりこういう大きな、あるいは鴻巣市の事業として、議会に対してやはり確定したところだけ言たって意味ないのです。やっぱり途中経過を踏まえて、これはまだ途中ですという中でやっぱり執行部と議会が共有できるものがないと進まないと思うのです。確定したものをいきなり持ってこられたって冗談ではないということになるかもしれない。そういう意味で、私は財務省的な体質はやめるべきであって、そういう点ではきちっとやっぱりこういう大きな問題についてはその都度何か進展ができれば、こういうことは全協でもいいのです。必ず議会に報告、相談、報、連、相です。これをやるのが私は執行部と議会との間でやっぱりそういうスムーズにいくこと、その場合にその全協の中で意見を言うかもしれない、議員として。そのことがやっぱりこれからやっていくことに、うまくいくことであって、何か隠そう、隠そうとする体質が見えるのだけれども、その点どうですか。

（地域活性化特命チーム参与）隠そうというか、例えば国交省なんかは

国交省側でここまでというのもあります。病院側についても、相手方がまだ公表は控えたいという部分もあると聞いております。だから、そういうことも含んで、ただいろいろ計画が進んでまいりますと先ほど言いましたように6月に全協とかに報告できる部分については、ご報告させていただくようにするというふうにしたいと思っております。

(永沼) 急いでやります。85ページお願いします。

85ページの文書管理システム事業で、システム改修委託料の改修というのと、あと下のほうにある財務会計システム事業のシステム改修委託料の改修、この改修というののはどのようなことを改修するのか、お尋ねします。

(総務部副部長兼総務課長) 文書管理システムの改修につきましては、年号の改元に伴う改修となる予定です。

以上です。

(財務会計のほうはの声あり)

(財政課長) 財務会計システムにつきましては、運用が開始されたところですがけれども、運用する中でいろんなデータの収集ですとか、そういったプログラムの改修を若干予定しておりますので、予算計上させていただいております。

(永沼) 91ページでございます。ふるさと納税促進事業の中のふるさと納税事業委託料。今後この委託についての予定日は、委託契約予定日はいつごろになりますか。

(企画部参事兼総合政策課長) 今の段階で具体的に月数は言えないのですがけれども、なるべく早い段階で委託の部分進めていきたいと思っておりますが、決して隠しているわけではなくて。

(永沼) 委託についてですけれども、随意契約なのか、プロポーザルなのか、その辺は決めていますか。

(企画部参事兼総合政策課長) プロポーザルも随意契約なのですが、これもいろいろな市町村聞いていますと1社が随契でやっていたり、プロポーザルやっているところもありまして、どれが一番ふさわしいのかというところを今研究しているところでございます。

(永沼) 委託内容について、例えば仕様書とかを大体お決めになっておりますか。

(企画部参事兼総合政策課長) このふるさと納税の委託先というのが、具体的に言うと例えば大きなところで楽天だとかJTBだとか、そういう大きな会社があるので、それぞれ手法が全く違うのです。中身が全く違うものですから、それぞれのメリットがあるので、そこでプロポーザルにするのか、共通の仕様書をつくってやるのかというのは今本当に研究しているところです。

(永沼) 委託期間なのですが、1年間という委託期間のところもあれば、債務負担行為で4年間やっているとかいうところもちょっと見かけるのですが、その辺はどのように考えられていますか。

(企画部参事兼総合政策課長) 1年間で考えております。

(永沼) これのふるさと納税については、個人情報がばしばし委託業者のほうに来ると思うのですけれども、その個人情報の不適正使用に対する考え方というか、防止の考え方はどのように考えられているか教えてください。

(企画部参事兼総合政策課長) 個人情報につきましても、通常の個人情報の守秘義務を守っていただいて、運用している会社を選定していきたいというふうに考えております。私ども先ほどふるさとチョイスを使っていると申し上げましたけれども、ふるさとチョイスで使っている中で個人情報がそのまま使える業者が限られていますので、そういうところを委託先候補者として選定してまいりたいというふうに考えております。

(永沼) 委託されているふるさと納税の場所では、ただ事務処理だけをやっているだけではなくて、プロモーションまで考えて委託されているところもあるのですが、その辺は考えられるところですか。

(企画部参事兼総合政策課長) 先ほど来年度1億円目指しますというお話をさせていただいたのですけれども、どうしても我々職員の間ではある程度限界に来ていますので、その部分の一つとしても委託を考えているわけですね。そうしますと、当然プロモーション、どうやったら売り込

みができるか、どういうふうに市外の人たちに宣伝できるかというところを、そういうノウハウもその委託会社でお願いしたいというふうに考えております。

(永沼) それでは、319ページお願いします。これで終わりにしたいと思います。

防災意識向上事業がございます。予算の説明の中で、災害に対する市民の防災意識を高めるために防災手帳、防災マップをもとに引き続き出前講座、講演会を実施していくということで、継続していくことはすごく大事なことであり、それは実施どんどんやっていっていただきたいと思いますが、実際33年目標が61%避難情報を知っている市民の割合を持っています。また、日ごろから防災に向けて備えをしている33年目標28%です。それで、28年度の避難情報を知っているというのは49.7%の結果が出ております。日ごろから防災に向けて備えをしているというのが10.3%。今まで一般質問でも私お聞きしているのですけれども、そんなに成果が上がっていないのですが、これから継続していけば上がるのか、それともちょっとアクションを起こしたほうがいいのではないかなという気持ちが起きるのですが、その点いかがでしょうか。

(危機管理課長) 委員ご指摘のように、実際のところ伸びのほうは進んでおりません。ただ、意識づけがやっぱり重要だと思いますので、防災講演会、また出前講座なんかも大変多く利用していただいておりますので、一般の市民の方対象に防災手帳、また出前講座の中でやはり防災意識を一つでも意識づけて高めていけるように努力していきたいと思っております。

(永沼) 29年もまだ結果出ていないと思うのですけれども、例えば30年度のまた結果が出たときに意識がそんなに上がっていない場合、このままだ継続するということになるのか、それとも他のアクションを起こすのか、その辺どのようにお考えになるかちょっとお聞きします。

(危機管理課長) 防災意識向上事業のほかにも防災に関係する事業いろいろ防災訓練等を行っている中で、伸びが少ないようなことがまた続くようであれば、ほかの事業も含めた形で何かいい方法を考えるべきだと

思います。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(竹田) 全面的には本会議場でやります、問題点を指摘します。

1点目が臨時職員のふえている問題、また映画館や市民活動センターへの指定管理の問題や、それに伴う再開発ビル管理費負担金もふえています。また、地域活性化特命チームの皆さん頑張っているというのわかりますが、しかし道の駅やコウノトリの里、それから総合病院の誘致の問題など、なかなか見えない事業を進めているということでは、市長の鳴り物入りでの政策であるということです。あと、中央公民館エリアの再編研究事業についても、住民要望から出たものではない部分も加味された予算であることを指摘し、反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対、または賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第50号 平成30年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時55分)

◇

(開議 午後4時58分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議請第1号 「憲法第九条の改憲に関し、慎重審議を求める意見書」の提出を求める請願について、紹介議員の説明を求めます。

(中野) これにつきましては、去る2月でしたか、28日でしたか、質疑を受けたところですが、それに先立って「憲法第九条の改憲に関し、慎重審議を求める意見書」の提出を求める請願ということで、請願理由を読み上げ提案にかえさせていただくという本会議場で申し上げましたので、ここに書いてあるとおりでございますので、これに基づいて何かご質問等があればこの場でお受けしていきたいというふうに思っております。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(野本) 「憲法第九条の改憲に関し、慎重審議を求める意見書」の提出を求める請願であります。その意見書の必要性という部分を観点に質問を幾つかさせていただきたいと思えます。

まず、今回の意見書は、憲法9条というふうになっておりますが、そもそも紹介者としては憲法改正というもの自体は必要だというふうに考えているのか伺います。

(中野) 憲法全体を見たときに、現代の言葉で書き改めてなければいけない部分はあるかと思えます。しかし、この事9条について言えば、やはり私は現在の9条1項、2項については改める必要はないと。いわんや、本会議でも申し上げましたように、第3項として自衛隊を明記していくということについては、私は1項、2項との間に矛盾があるというふうに思っています。それ以外については、確かに変えなければいけない部分もあったかもしれません。それについて私どもはどうか言うのではなくて、9条について変えることについてもっと慎重に審議していただきたいという意味合いであります。

(野本) 紹介者は、そういう立場を持っていると。

それでは、請願人は同じ考えなのか、それともまたもうちょっと違う角

度を持っているのかはお聞きになっているでしょうか。

(中野) 聞いております。それが請願人はこれ佐藤正八さんということで、鴻巣・憲法九条の会代表であります。佐藤正八さんと私とは、ある意味意見はほとんどと言っていいぐらい一致をしております。そういうことから、私はあえて紹介議員をお引き受けしたということでもあります。

(野本) この請願、紹介議員は代表が中野議員ですが、賛成者3名いらっしゃいます。この3名の賛成者も中野議員の先ほど発言あった考えと同じなのでしょうか。

(中野) 少なくともこの竹田議員から諏訪議員、菅野議員とこの点について詳細の事前の打ち合わせはしておりません。しかし、少なくとも事憲法9条について言えば一致していることは間違いありません。

(野本) 先ほどの憲法全体にしては改める必要性は感じていらっしゃる、でも……

(中野) 感じているというよりは、言葉の表現上の問題として改めなければいけない。それから、例えばこれは立憲民主党が言っていることですが、少なくとも解散権、これの濫用という、この部分はやっぱり確かに改めていく必要があると私は思っております。

(野本) 憲法そのものを改憲するということは、発議するに当たって、要は国会でも衆議院、賛成全議員の3分の2ですし、それで可決したとしても参議院でまた3分の2の賛成がなければまずスタートできないという部分がまず大きなハードルではないかというふうに考えます。過半数ではありませんので。それをもし通ったとしても、その後に国民投票、全国民の2分の1というハードルを3つクリアするには、当然ながらこれが十分に国民に理解されなければならない。この議請の後半のところにも安倍首相の5月3日の発言、憲法第9条の第3項に自衛隊を書き込み、2020年に制定したい旨を表明しましたという、これを受けて国会では改憲論議が盛んに展開されていますと。実際ニュースですとか報道ですとかも憲法の報道が非常に多くなってきているように私も見ています。改憲に対して国民の理解、認識が高まっているとは言えないということは、国民の理解、認識が高まったらこれは改憲をしてもよいという

考えでよいのかどうか。その憲法9条は置いておいても。

(中野) 国民の理解が得られていないというのは、少なくとも戦後70年の中で一貫してこの憲法、今現憲法でやってきたわけです。少なくとも国民の理解得られていないという点でいえば、どこをどのように変えていくのかということ自体大方まだ全てが、全容が解明されていないわけです。今解明されているのは、少なくとも憲法9条の1項、2項の後に3項を設ける、こういうことははっきりしている。

それともう一つは、今の天皇、象徴ではなくて、表現上が、自民党の案です。象徴ではなくて、これは……何だっけ。

(元帥の声あり)

(中野) 元帥だったか。そうではない、元帥ではないよ。象徴という表現を変えるとかというのがあったり、それからあと国防軍を設けるとか、それともう一つは大変になるのは例のドイツであったやつでやっぱりナチスがあれば出てきたという、こういう問題もこの憲法の中に緊急事態条項ということで入れる何とかと、このことぐらいは国民の間でややわかっているかなと。しかし、私どもはそれ勉強してから緊急事態条項はどういうことかと、ああ、これは大変ドイツナチスがあれば伸びたのはこの緊急事態条項があったということが間違いのないというようなことを考えたときに、そういうものをもっと国民に広く伝えることが大事だと。それで、あとは国民の判断を仰ぐわけですが、その前にやっぱり今の衆議院、参議院は3分の2を持っているのです、自民党と公明党さんで。確かに事憲法でいえば、自民党と公明党では温度差があります。野党の中で日本維新の会がどちらかという憲法改正のほうに、改憲のほうに寄っています。というのは、本会議で申しあげましたように、政党間でも事憲法改憲については温度差があるのです、与党の中でも。そういうことを考えると、そうしたものを含めてどの党がどういうことを主張して、どこをどうしようとしているのか、こういうことがやっぱり国民の中にまだつまびらかになっていない。だから、理解が得られていないというふうにここで申しあげていることです。

(野本) 私がこの請願人ですとか請願紹介者の考え方を伺ったのは、こ

れは慎重審議を求めて、それで改憲すべきであるということであればやるべきなのだろうと思うのですけれども、9条を改憲することを反対するのであれば、それを反対する意見書を出す請願というのが当然なのではないかというふうに考えたわけです。ですから、今回の意見書というのは、その部分を踏まえていないというふうに考えております。

(中野)少なくとも反対と、憲法改憲反対だというのは見やすいのです、それは。むしろこの請願の趣旨は、先ほど申し上げましたようにやっぱり政党間で温度差がある。まだ国民に理解されていないという点でいえば、慎重な審議を求めるといふことのほうがむしろ鴻巣の議会に対しても皆さんに対してご理解いただけるだろうと。なぜ慎重審議が必要かという、本会議で申し上げましたように絶対的数を持っているわけですから、これまでの経験からすれば安保関連法案もそうですし、やっぱり強行採決というようなことをされてきた経験、実績があるではないですか。だから、そういう点で憲法というのはそういう大きな問題だから、そういうようなことはしないようにしていただきたいと、とにかく政党間で慎重に議論していただき、そして国民にやっぱりどういう内容なのかということをつまびらかにしていくということが慎重審議には必ずついてくる。慎重審議するということは、そういう内容もつくわけですから、その内容まで含めてつまびらかに国民の前に出す、このことが大事だろうということで今回このような、頭から反対ではなくて、やっぱり慎重審議が第一だという意味で出しています。

(野本)慎重審議といっても賛成の立場、反対の立場というものがありますので、そういう意味ではこういう議論をする場というのは非常に重要かとは思いますが。ただ、この意見書はそうではなくて、慎重審議を求めるといふことを国会に言うわけですよ。ですから、ちょっとイメージが違うのかなというふうに考えるわけです。そういう意味で、私は憲法9条に対する考えもありますが、慎重にとっても賛成の立場で慎重にといふのと反対の立場で慎重にといふのはちょっと違うだろうというふうにも思いますし、それは論点が違いますので、そういう意味ではもう少しダイレクトな意見交換ができるようなものでなければこれは余

り、もう憲法改正というのは慎重にやらなければならないものですし、そういうふうにもう我々も認識しておりますから、だからそれはあえて意見書にして出すものなのかということを考えるので、その点について伺います。

（中野）野本委員はそういうふうに思っていますけれども、今言われたように、だけれども少なくともこの憲法については我々どうこうするのではなく、まずは最初国会なのです。国会。だから、各国会議員に慎重にさせていただきたいということを行うためには、これに書いてあるようにまず衆議院議長だとか、仕切るわけですから、それとあと参議院議長、そして法案提出が内閣です。こういうところに慎重審議してほしいのだという鴻巣市民の思い、それを議会に託して、そしてその議会が国会に意見書を送付すると、このことが大事であって、このことによって慎重審議にされずに、例えばどうも通りそうだというときは、反対は反対で今度は当然請願出てくると思います。まだ議論はこれからですから、そういう前において慎重にさせていただきたい、やっさせていただきたいと。野本さんが言うように、慎重ということはそれぞれ賛成の立場の人も意見言うだろうし、反対の立場の人も意見言うだろうし、どこがどうかという論点、争点をはっきりしてくる。争点をはっきりしてくるということは、より国民に憲法を改憲するということはどういうことなのだということがやっぱり理解得られるという、慎重審議すればするほどそういう争点、論点をはっきりしてくると、そのことを国民に知ってもらうためにも慎重審議は絶対必要だという立場で今回意見書を出しているわけがあります。

（野本）最後ですが、本当に論点をはっきりするという意味であれば、反対するという意見書を出すのが論点をはっきりすることであって、こういう場でも意見の議論ができるのではないかと思います。それについて。

（中野）先ほど申し上げましたように、それは現段階ですよ。段階では私は時期尚早だと思っています。まず大事なのは、やっぱり慎重審議を尽くすことのほうが大切なことだと思っています。それはそれぞれみんな

な反対だ、賛成言うのは簡単です。それぞれの人が憲法、意識している人たちがですよ。だけれども、その前にいかに慎重審議が大切なのかと。動物と人間の違いは、言葉でお互い話し合うことによってやっぱり何らかの接点を見出せるものは見出すという、これはもう人間の特権です。言葉しゃべるといえるのは。そういう意味からして、慎重審議というのはやっぱりお互いに賛成の人の立場、反対の人の立場で議論するわけだから、そのことが大事だという、そのことをやっぱり慎重審議につながっていくということで、今この段階で賛成だ、反対だという意見書、請願書を出すことは私は時期尚早だと。その点請願者もそのようなことから、今回私は当然ながら紹介議員を、先ほど言いましたけれども、お引き受けをしたということであります。

（永沼）文章の中で、文章の下から5行目にありますけれども、圧倒的な国民の理解と支持が必要とありますけれども、圧倒的なというその基準というか、ちょっと圧倒的がよくわからないのですけれども。90%が圧倒的なのか、50%が圧倒的……

（中野）今の各種マスコミの世論調査ですと、やっぱり改憲の賛成が大体3割強ぐらいかな、弱のところもあるな、それからあと反対というのが大体5割弱のところがあります。どこまで圧倒的多数と。それは、一般的に言えばこういう問題について私は圧倒的というのはやっぱり少なくとも4分の3だと思っています。私は。

（永沼）75%ですね。

（中野）はい。

（永沼）マスコミのアンケート、先ほどおっしゃっていましたがけれども、昨年の5月時点の話なのですけれども、読売の賛成が53%、反対が35%、朝日は賛成が41%、反対が44%、毎日28%、反対31%、いろいろとあるのですけれども、産経では賛成が55.4%で、反対が36%、共同通信では賛成が56%、反対34.1%、NHKでは賛成が32%、反対20%という感じで、全体的には賛成ちょっと多いかなと思っています。このマスコミのアンケートの状況をお聞きしてご意見をお願いします。

（中野）それは、データはいつでしたっけ。

(永沼) 昨年5月。

(中野) 少なくともデータ自体が昨年5月。

(永沼) はい。

(中野) 私が言っているのは、直近のデータです。そういう点では、反対が賛成を上回っています。これはテレビ朝日です。そういう点をとりますと、アンケートというのは、大変申しわけないのですが、伝聞を含めて誘導できるという部分があるのです、アンケートというのは。ですから、今言ったように読売だとか産経新聞、こういうのはどちらかというと新聞社そのものが改憲派に行っていますから、そういうところのデータと、それから一方では改憲反対するマスコミ関係のデータと見比べた、それは逆転する数字が出ます。ですから、少なくともアンケートというのは、しつこいようですが、伝聞によって誘導するということが可能なのがアンケートなのです。ですから、その辺はやはり十分に頭に入れた上で、そのアンケート結果を見るということが私は大事だと思いますが、先ほど私が申し上げた数字は少なくとも直近のテレビ朝日の報道ステーションのデータであります。

(永沼) どちらにしても、アンケートというのはちょっとそんなに信じてはいけないという意味だと思うので、テレビ朝日のほうも信じてはいけないということになりますね。

(中野) そうです。

(永沼) 次に、公明党の代表は、憲法9条については1項も2項も堅持していくのが基本と言っておられます。また、9条を変えなくても日本の防衛を全うすることができるかと述べているので、この請願についての趣旨はいいのですけれども、先ほど野本委員から質問に対して中野委員は憲法9条改正と言わないで、憲法改正はと言っているのです。おっしゃっているのです。

(中野) 憲法改憲と言ってください。

(永沼) 憲法改憲、ごめんなさい。

(中野) 改憲です。改正とは私は……

(永沼) 憲法改憲と言っているのですね。

(中野) うん。

(永沼) 請願のほうは「憲法第九条の改憲」というふうにしっかりうたっているのですけれども、実は憲法9条ばかりではなくて、憲法全体に対して慎重審議を求めるという立場でいたいのですが、その辺はいかがですか。

(中野) それは、やっぱり永沼さんがはっきり言って公明党ですから、それは公明党の場合たしか委員長、山口さんが言っていることは事実です。今言ったようにそれはやっぱり9条についてはより、同じです。1項、2項を、3項はつける必要はないだろうというのは、私そう思っています。私自身は。ここは慎重審議で。今言ったように、憲法全体を見たときに、確かにできるかできないかわかりませんが、教育費の無料化なんていうのも入ってくるなんていう話も出ています。これは、特に公明党さんから出ています。公明党さんの場合加憲ですから、そういうことを考えたときに、それらを含めての慎重審議です。ただ、ここで言いたいのは、ここは憲法9条の話ですけれども、憲法全体としてはそういう慎重審議というのは当たり前の話だと思います。

(坂本) こういう憲法改正というような、改憲ですか、については誰だって慎重にやるのは当たり前かなと、私はそれが基本だと思っていますので、それについては余り言わないというのです。ただし、今の国際情勢を見ると、総理が自衛隊に関してきちんとかういうふうに対応しようということ考えたのは、やっぱり日本の安全対策のために必要だと考えている以上、これは何としても守らなくてはならないということで始まったことかなとは思っているのですけれども、近くで最近本当に変わってきたなど。オリンピックのころから北朝鮮の態度はがらっと変わって、韓国と、それは平和条約結ぶのではないかなというぐらいの様相も見えますが、これもまた多分どこまでいくかわからないという状況の中で、またそれにつながっていく中国が今度は習近平首相の任期をなくすというようなことまで、憲法改正ですよね、こういうこともやるような国が隣国にあるということになると、やはり日本の安全対策を考えた上では早くそういうことを早急に整備していくということが大事かなとは

思っているのです。それについては、請願者ですか、請願人の佐藤さんはどのように考えているのか、その辺を少し考えは、聞いていれば教えていただきたい。

（中野）少なくとも請願人と今坂本委員が言われたようなことについては、特に日本を取り巻く近隣諸国の対応については佐藤正八さんからは詳しくは私は話も聞いていませんし、話ししたことはありません。私の意見を言えといえ言いますけれども、それは請願人とは話してはいません。

（坂本）もう一つだけ。

ニュースなんかで報道されることが正しいかどうかわからないのですが、野党の側で安倍総理が提案する憲法改憲ですか、改憲については反対だと、でもほかの総理がもしなつたときには、出したときに賛成するのかなと、その辺が疑問深いのです。だから、それだとやはり正しい判断ではないような気がするので、紹介議員はそれらについてはどう判断していますか。

（中野）私は、誰が総理大臣だからやってはいけないということは言っておりません。少なくとも日本の国のこれまで戦後70年間のやっぱり平和で来た国が、言葉は悪いですがけれども、憲法を改憲するというのは言ってみれば日本国の手術です。手術というのは、70歳もして、年齢で手術というのはよほど悪いところがない限り手術はしない。そうすると、今の憲法で、ではどこが悪くて、その他にどこを手術しなければいけないのだというようなことが憲法全体の中では私は見当たらない。ただ、9条については、今言ったように3項を加えるということ、これは本当に必要なかどうかという判断、このことについては私はいささか、さっき言ったように1項、2項との間で3項はやっぱり矛盾がある。今ここにちょうど原本、憲法の何か聞かれてはいけないと思って9条の1項と2項をちゃんとここに用意はしてあるのですけれども、そう考えると我が国は、読みたいけれども、読みませんけれども、1項と2項の次に3項をつけるというのは余りにも矛盾をしていると、相反すると。今本会議で申し上げましたけれども、相反するものについて法律の世界では

後からできたものが優先されるのです。ここに3項が加わると3項が優先されるのです。そういうのが法律の世界ですから、より慎重に議論をしていただきたいということでもあります。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(竹田) 賛成討論を行います。

物事を決めていくのに慎重に審議することはどこでも当たり前のことで、今回の9条改正について変える必要はないと答えている国民は多くいます。特に今戦争が始まると核戦争になる時代と言われています。戦争は絶対してはなりません。特に今の時期に憲法9条を変えるということは、集団的自衛権の行使容認、安全保障関連法の強行、そして共謀罪の強行など、今まで以上に危険な段階での憲法9条改正です。ですから、国民にどんな影響があるのか、他諸国との関係でどんな影響が出るのか、それらをしっかり加味して審議していくことが必要です。

日本共産党は、反戦平和を貫いてきた政党として、とりわけ絶対戦争はしてはならない、こういう立場で憲法9条改正することには反対であると同時に、国民の中で大いに議論をするということは当たり前の民主主義のルールであると考え、本請願に賛成といたします。

(委員長) ほかに反対、または賛成の討論ありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議請第1号 「憲法第九条の改憲に関し、慎重審議を求める意見書」の提出を求める請願について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手少数 )

( 委員長 ) 挙手少数であります。

よって、議請第 1 号は不採択とすることに決定しました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

これをもちまして政策総務常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては委員長に一任願います。

ご苦勞さまでした。

( 閉会 午後 5 時 2 6 分 )